## 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 実行計画の進捗状況等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号) (以下「輸出促進法」という)第14条第1項に基づき、農林水産物・食品 輸出本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画(以下「実 行計画」という)を作成することとされている。今般、同条第3項及び第5 項に定める実行計画の変更・公表を行うとともに、同条第6項に定める進捗 及び実施の状況並びに評価の結果を公表する。

#### 1. 進捗及び実施の状況並びに評価の結果

- (1) これまで実行計画では、463 項目 (※) を作成し、311 項目が対応済み となっている。
- (2) このうち6項目は令和6年6月以降に、対応済みとなっている。 (別紙1参照)(※輸出促進法施行前の工程表を含む。)

#### 2. 実行計画の変更

輸出先国・地域との協議、輸出施設の認定など新たに10項目を追加した (別紙2参照)。また、輸出促進法第14条第4項に基づき、認定農林水産 物・食品輸出促進団体(別紙3参照)に対して、実行計画案について意見 聴取を行った。

これらを踏まえ、実行計画を変更・公表する。(別紙4参照)

#### 〇変更後の実行計画

#### 【概要】

I 輸出先国・地域との協議への対応 ・・・ 81 項目Ⅲ 輸出を円滑化するための対応 ・・・ 52 項目

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応 ・・・ 29 項目

合計 162 項目 合計 311 項目)

(対応済み項目数

### 新たに対応済みとなった項目 (令和6年6月以降)

I 輸出先国・地域との協議への対応 該当なし。

#### Ⅱ 輸出を円滑化するための対応(施設認定、その他)

対象国・地域	措置した事項	項目数
EU	水産食品加工施設の認定 ((株) 鵜舞屋 (岐阜県))	1
米国	水産食品加工施設の認定 ((株) カネキチ澤田水産 (北海道)、	3
<b>木</b> 国 	(株) マルトク阿部水産(北海道)、(株) ヤマイシ(茨城県))	S
	食肉製品製造施設の認定(大和食品(株)和泉工場(大阪府))	
シンガポール	豚肉製品製造施設の認定(味の素冷凍食品(株)四国工場(香川	2
	県))	
	計	6

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応 該当なし

対応済みとなった項目の合計: 6項目

#### (参考) 上記以外の対応が進展した主な項目

<No. 28 台湾> これまで輸入停止となっていた 5 県(福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県)の野生鳥獣肉、きのこ類、コシアブラについて、放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付を条件に輸入停止が解除。また、5 県以外の放射性物質検査報告書の添付義務が撤廃。

<No. 145 UAE > UAE に輸出支援プラットフォームを、2024 年 8 月 1 日に新設。

# 追加する項目 (令和6年10月25日時点)

#### I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数					
香港	高病原性鳥インフルエンザに関する地域主義の適用単位(都道府県→市						
省冷	町村)の縮小	'					
インドネシア	残留農薬等検査機関の登録更新及び新規登録	1					
タイ	青果物残留農薬検査のルールの改正	1					
タイ	食品用プラスチック容器包装の品質及び規格の改正	1					
	計	4					

#### Ⅱ 輸出を円滑化するための対応(施設認定、その他)

対象国・地域	対象となる事項	項目数
台湾、シンガポ	食肉製品製造施設の認定が必要 ((株) H・I (福岡県))	1
ール、EU	良内袋印袋垣爬設の総定が必安((体/ 川・1 (恒岡県/)	'
台湾、シンガポ	   牛肉処理施設の認定が必要 ((株) 八重山食肉センター (沖縄県))	1
ール	十内処理施設の認定が必要((株)八里田良内センダー(沖縄県))	'
EU	牛肉処理施設の認定が必要((株)大分県畜産公社(大分県))	1
カナダ	牛肉処理施設の認定が必要 ((株) ナンチク (鹿児島県))	1
北田	水産加食品加工施設の認定が必要((株) 兆星(千葉県)、(株) 永野商	2
<b>米国</b>	店(山口県)	2
	計	6

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応該当なし

追加する項目の合計:10項目

#### 意見聴取した認定農林水産物・食品輸出促進団体

- 一般社団法人 全日本菓子輸出促進協議会
- 一般社団法人 日本木材輸出振興協会
- 一般社団法人 日本真珠振興会
- 日本酒造組合中央会
- 一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会
- 一般社団法人 全国花き輸出拡大協議会
- 一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会
- 公益社団法人 日本茶業中央会
- 一般社団法人 全日本錦鯉振興会
- 全国醤油工業協同組合連合会
- 全国味噌工業協同組合連合会
- 一般社団法人 日本ほたて貝輸出振興協会
- 一般社団法人 日本養殖魚類輸出推進協会
- 一般社団法人 日本畜産物輸出促進協会
- 全日本カレー工業協同組合

別紙4

# 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画

農林水產物•食品輸出本部

令和6年10月25日

# 目 次

I 輸出先国・地域との協議への対応	••• 3頁	81項目	
Ⅱ 輸出を円滑化するための対応 1 施設認定	••••15頁	40項目	162項目
2 その他	••••21頁	12項目	
Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応	••••25頁	29項目	
(参 考) 今回新たに対応済みとなった項目	•••34頁	6項目	→ 311項目
前回までに対応済みとなった項目		305項目	グロリカロ

I 輸出先国・地域との協議への対応

#### I 輸出先国・地域との協議への対応

No	対象国	対象となる事項	現状				輸出可能性	担当大臣			
	・地域			10月	11月	12月	1月	2月	3月以降		
1	インド	スギの輸出解禁	インド側で輸出解禁に係る国内手続きを実 施中。	農水省は、イント	「に対してハイレベル対		11.5億円	農林水産大臣			
2	インド	なしの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病 害虫リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)		「進捗を定期的に確認し 自加情報の提出要請がす		0.06億円	農林水産大臣			
3	インド	生わさびの輸出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評 価に必要な情報を準備中。 (在インド日本大使館が協議を要望)	農水省は、病害虫	リスク評価に必要な情		0.1億円	農林水産大臣			
4	インドネシア	かんきつの輸出解禁	・日本から2023年12月及び2024年5月に提出 した情報を基にインドネシア側で病害虫リ スク評価を実施中。		対してリスク評価の追  から追加情報の提出要	0. 02億円	農林水産大臣				
5	インドネシア	生産国認定品目の拡大	・インドネシアに植物由来の生鮮食品を輸出するには、以門の登録の対応が国内検査 出するには、以門の登録の残留農 を結果の場合を発生を主義を発生を主義を発生を主義を発生を主まる。 1 インドネシロット毎の残留農 大により、1が不要の事が認定のは、1が不要になり、1が不要になり、1が不要になりがありまで、1が不要になりがありまた。 2 生産国国で(日本の青果物認定(2027年5月まで有効)。 ・2021年6月、認定品目拡大にの新規では、1が不要になり、1が不要にかがである。 ・2021年6月、認定品目拡大にの新定のによりがであるように、1のの生産とののが、1のの生産を発出。 ・2022年6月、農林水産審議年12月を発力を申前に申請するようにととを表現のである。 ・2022年6月、農林水産審議年12月を発力を発出。 ・2024年5月及び7月にインドキシア農弾力に対し、1の早に対し、1の早に対し、1の早に対し、1の早に対し、1の早に対し、1の早に対し、1の早に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対して、1の中に対し、1の中に対して、1の中に対し、1の中に対して、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対して、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対して、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対しが対しが対し、1の中に対し、1の中に対しが対し、1の中に対し、1の中に対しが対し、1の中に対しが対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対し、1の中に対しが対し、1の中に対しが対し、1の中に対しが対し、1の中に対し、1の中に対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対		館と連携しつつ、もも に向けた働きかけを9		認定について、インドネ	スシアに対し引き続き	申請手続きの弾力的運	もも0. 14億円 ぶどう0. 08億円	農林水産大臣
6	インドネシア		・2021年インドネシア農業大臣令第15号に基づき、畜産物、動物性食品、食品以外の動物性生産品、ペットフード、動物由来飼料原料は、インドネシアと原産国が二国間合意を経て、技術プロトコルの作成が必要。・まずは、輸出事業者から具体的な要望があった牛乳・乳製品について協議を実施。その他の品目は、具体的な輸出の要望が確認された場合、関係課と対応。・2023年10月、日本から牛乳・乳製品に係る質問票への回答書を提出。・2024年6月、インドネシア側から、書類審査が完了し、現地審査へ移行する旨の通知。	農水省は、在外名	☆館等と連携しつつ、^	インドネシアによるヨ	見地調査等に対応。			0.5億円(2021年牛乳乳製品輸出実績)	農林水産大臣厚生労働大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			対応ス	 ケジュール			輸出可能性	担当大臣
INO	・地域	対象にはの争場	- 5元1人	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	型 期山 5 121年	坦크스보
7	インドネシア	残留農薬等検査機関の登 録更新及び新規登録	・インドネシア向けには、17品目の植物由来生鮮食品の輸出が可能。 ・このうち生産国認定済みのりんごを除く 16品目を輸出するには、日本国内検査機関によるロット毎の残留農薬等の検査結果を提出する必要。 ・残留農薬等の検査を行うことができる検査機関の登録有効期限が2025年6月30日で失効するため、2016年インドネシア農業大臣令第55号に基づき、2024年12月末までに検査機関の登録更新申請及び新規登録申請を行う必要。	希望及び申請書 ドネシア側へ提	公館と連携し、国内検 類を取りまとめ、12月 出。	米 0.2億円、梨 0.2億円 桃 0.1億円 (2023年輸出実績) ※2023年に輸出実績有の品 目は、対象16品目のうち上 記3品目のみ。	農林水産大臣				
8	韓国	に13都県の水産物及び輸	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し 韓国にモニタリング調査結果等を示し、復 興庁による原発事故からの復興状況の発信 と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	<ul><li>外務省は、様々な</li><li>復興庁は、原発事</li></ul>	i、財務省や外務省等で 対交機会におけるハー はからの復興状況の 同け説明会での説明や	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を 維持している国・地域向け の2010年〜2011年の農林水 産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生大臣 財務大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣				
9	韓国	牛肉の輸出解禁	・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を接受。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。 ・2024年4月、韓国から追加質問を接受。 ・2024年8月、日本から追加質問への回答書を提出。	定。	は、韓国による書類審査	し、輸出要綱を公表予	41.3億円 (2018年香港向け牛肉輸出 実績) (韓国の名目GDPは香港の約4 倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣			
10	シンガポール	鶏卵及び鶏卵製品の施設 認定権限の委譲	・認定権限委譲のためには、十分な輸出実績を積み上げた上で、現地査察を受ける必要がある。 ・輸出が順調に伸びているところ、現地査察に向けた事前質問票への回答を提出。		îは、シンガポール側が 、鳥インフルエンザの			よる現地査察を早期に	に実施できるように調	鶏卵 0.02億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
11	タイ	ゆずの輸出解禁	タイ側で輸出解禁に係る国内手続きを実施中。 (徳島県が協議を要望)	農水省は、タイ(時期を確認。	判に制出解宗 〉	農水省は、輸出解禁後に関係者に広く情報提供を行う。				0.02億円 (タイ向けきんかんとの合 計)	農林水産大臣
12	タイ	きんかんの輸出解禁	タイ側で輸出解禁に係る国内手続きを実施 中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、タイク期を確認。	則に輸出解禁時	農水省は、輸出解禁後に関係者に広く情報提供を行う。				0.02億円 (タイ向けきんかんとの合 計)	農林水産大臣
13	タイ	玄米の輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で検疫 措置を検討中。 ((一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出 促進協議会が協議を要望。)		食討状況の進捗を定期6 加情報の提出要請がある		答を促す。			1.8億円(720トン)	農林水産大臣
14	タイ	すだちの輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で病害 虫リスク評価を検討中。 (徳島県が協議を要望)		リスク評価の進捗を定 加情報の提出要請があ <i>っ</i>		回答を促す。			0.04億円	農林水産大臣

	対象国	<b>-1.4.</b> 7. 市 7.	41.87			対応	スケジュール			±6.11. ~ 46.44	和水土田
No	• 地域	対象となる事項	現状	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降		担当大臣
15	タイ	かんきつの輸出における 検疫条件の緩和 (生産園地での害虫調査 の条件緩和、輸出可能時 期の拡大)	史について協議中。  ・生産園地での害虫調査の条件緩和   (三重県   器解県が投業を要望)		È討状況の進捗を定期6 □情報の提出要請があれ	0.05億円程度	農林水産大臣				
16	タイ	青果物残留農薬検査の ルールの改正	・2024年9月、タイ保健省食品医薬品局 (FDA) は、過去の違反に対応したサンプリング及び検査の頻度の設定の運用改正等についてパブコメを実施。 ・タイ側改正措置案を明確化するため、タイに対して質問状を介して内容の確認を実施中。	│ 農水省は、 │ ・輸出支援プラッ			SPS通報やパブコメ等( 方針の検討及び輸出体	の機会を通じて、情報 <sup>が</sup> 制の整備等。	収集を実施。	青果物等の輸出実績 (2023年)27億円	農林水産大臣
17	タイ	食品用プラスチック容器 包装の品質及び規格の改 正	・2022年6月18日、タイFDAは、食品プラスチック容器包装の品質及び規格を新たに規定した保健省告示第435号を施行。同告示には、(ア)付属書1において食品容器包装に用いるプラスチックの種類別の品質及び規格(例:厳格化されたプラスチックの食品への溶出移行許容量)をに規定し、(イ)付属書1に記載のないプラスチックの器した。な場では「安全性評価報告書」をFDAに提出する義務がある旨、を規定。また従来禁じられていた再生プラスチックの食品品質や規格、条件が定められ、その品の質や規格、条件が定められている。3年間の猶予期間の後、2025年6月18日に完全施行予定。・タイFDAから、改正措置の内容詳細について情報収集を実施。	農水省は、 ・輸出支援プラッ ・タイ向け食品輸 度内を目途にタイ	出関係事業者や包装容	P器の専門機関への	and the second s	は措置案の詳細を明確 ( イ新規措置との適合状 な情報整備を実施。		農林水産物・食品の輸出実 績 (2023年) 511億円	農林水産大臣
18	中国	(新潟県産米を除く)の 輸入停止	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し 中国にモニタリング調査結果等を示し、復 興庁による原発事故からの復興状況の発信 と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	<ul><li>外務省は、様々な</li><li>復興庁は、原発事</li></ul>	外交機会におけるハー 故からの復興状況の多	イレベルでの働きか 発信を引き続き行い	的根拠に基づき、働き け及び在外公館等もだっつつ、機会を捉えて値 で、働きかけを実施。	舌用した働きかけを実 動きかけを実施	施。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を 維持している国・地域向け の2010年〜2011年の農林水 産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
19	中国	ALPS処理水放出に伴う日 本産水産物の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして即時撤廃を働きかけ。 ・結果、「日中間の共有された認識」が2024年9月20日に発表された。この発置として、同年10月15日にIAEAの枠組みの下で参加国(韓国、スイス及び中国)の分析機関による採水タンクからの分取が実施された。	IAEAにしっかりと協いく。 また、引き続き・外務省は、様々な・経産省は、外務省	力していく。「日中間 外交機会におけるハ-	間の共有された認識 イレベルでの働きか 交団向け説明会での	。」を踏まえ、日本産の いけ及び在外公館等も別 説明や国際会議等によ		施。	836億円(※)の内数(※ 2022年中国向け水産物(食 用)輸出額)	外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
20	中国	牛肉の輸出解禁	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両 国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に 関する解禁令の公告。	<参考> 日本産牛肉の輸出	は、中国向けの輸出負 再開に当たり今後必 が国の食品安全システ	要なステップ:		輸出施設の認定・登録	ŧ	41.3億円 (2018年香港向け牛肉輸出 実績、中国の名目GDPは香港 の約35倍)	

No	対象国	<b>分名しか</b> フ東西	THALE			ᅓᇿᄑᄽᄴ	47.4.1				
INO	• 地域	対象となる事項	現状	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	輸出可能性	担当大臣
21	中国	鶏肉の輸出解禁	・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、020外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2024年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送	・農水省は、高病原	性鳥インフルエンザに は、中国向けの輸出解	11.4億円 (2018年香港向け鶏肉輸出 額)	農林水産大臣 厚生労働大臣				
22	中国	鶏卵の輸出解禁	2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、620外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2024年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。	・農水省は、高病原	性鳥インフルエンザに は、中国向けの輸出解	15.2億円 (2018年香港向け鶏卵輸出 額)	農林水産大臣厚生労働大臣				
23	中国	乳・乳製品の輸出解禁	・輸出には、放射性物質検査証明書の検査 項目の合意が必要。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両 国間で日中動物衛生検疫協定に署名。		事故に伴う食品輸入規 は、中国向けの輸出解					25.5億円 (2018年香港向け牛乳乳製 品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
24	中国	精米工場及びくん蒸倉庫 の追加指定	・2008年5月に輸出解禁。精米工場1か所、 くん蒸倉庫2か所が指定。2018年5月に精米 工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指 定。 (その後、くん蒸倉庫2か所は老朽化のため 取り壊し。現在、精米工場3か所及びくん蒸 倉庫5か所が指定。)	【対応方針】 ・農水省は、更なる	追加指定に向け、検疫	条件の一部変更につ	いて中国側に協議の実	恋施を働きかける。		20億円 (5, 000トン)	農林水産大臣
25	中国	ぶどうの輸出解禁	・中国側で輸出解禁条件について検討中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)		€討状況等の進捗を定期 □情報の提出要請があれ		回答を促す。			0.16億円	農林水産大臣
26	中国	新規魚種登録等	・中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 ・2021年9月に質問票へ回答済、先方からの返答待ち。	農水省は、中国個	割に検討状況を確認して	つつ、継続協議。				8億円(新規登録希望魚種の 輸出見込み数量と2020年中 国向け輸出単価から推計)	農林水産大臣
27	中国	ペットフードの輸出解禁	中国側の専門家による現地調査の実施を調 整中。	【対応方針】 ・農水省は、中国側	に対して現地調査の早	期実施を促す。				2億円	農林水産大臣
28	台湾	射性物質検査報告書を要 求	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し 台湾にモニタリング調査結果等を示し、復 興庁による原発事故からの復興状況の発信 と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	・外務省は、日本台	や外務省等と連携しつ 湾交流協会等を通じた 向け説明会での説明や	台湾当局・政界・世	論への働きかけを実施			486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を 維持している国・地域向け の2010年〜2011年の農林水 産物・食品の輸出減少額)	

No	対象国	対象となる事項	現状				輸出可能性	担当大臣			
_ NC	• 地域	というというでは、	5T 1/\	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	刊刊化江	にコヘ圧
29	台湾	新たな規制に対応する水 産物の衛生証明書の発行 体制の整備	・2022年7月、台湾が、2024年1月1日以降、台湾に輸入されるすべての動物性水産物に施設認定及び衛生証明書を求める旨をSPS通報(現行は貝類に衛生証明書が求められているのみ)。併せて、新規制に円滑に移行するため、台湾に水産食品の輸出実績がある施設のリストの提供を要け水産食品の輸出実績がある施設リスト等を、台湾側からのまめに応じ順次提出。・2023年4、10、11月、事業者向け説明会を		を踏まえて要綱を制定。 食品の輸出実績があるが		_	農林水産大臣			
			開催。 ・2023年11月、新規制に係る要綱案を作成し農水省HPに掲載。 ・2023年12月、台湾が新規制の施行を延期する旨をSPS通報(施行日は未定)。 ・2024年8月~9月、台湾側が、わが国の水産物の安全管理体制を評価するためのシステム査察の一環として現地査察を実施。	新規制施行後の対 早期完了に向け	ステム査察の						
30	台湾	牛肉の月齢制限(30ヶ月 齢以上)撤廃	・2017年9月、台湾は日本産牛肉の輸入を30ヶ月齢未満に限って解禁。 ・米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件とする銘柄牛の輸出ができない。 ・2019年5月、厚労省と農水省は、台湾側からの技術的な質問票に対する回答を作成し台湾側に提出。 ・2020年8月に提示された追加質問に対し、同年9月に回答。 ・2021年6月に台湾が諮問委員会において審査を行い、書類審査終了。 ・2022年10月に台湾による現地調査を実施。 ・2023年6月に台湾が諮問委員会において現地調査結果を審査し、審査終了。		iは、台湾によるパブリ ]書様式に関する協議を		改正等関係手続き終了	~後、速やかに30か月	日齢以上の牛肉の輸出が	4億円	農林水産大臣厚生労働大臣
31	台湾	高病原性鳥インフルエン ザに関する地域主義の適 用	・2021年12月、台湾が高病原性鳥インフルエンザの地域主義適用に関する規則(質問票を含む)を施行。 ・2022年7月、質問票への回答を提出。 ・2022年11月に追加質問あり、同年12月に回答提出。 ・2023年3月に台湾が、2024年6月までの時限的措置として「輸出前28日間に高病原性鳥インフルエンザの発生がない農場からの鶏卵及び液卵の輸入を受け入れる」旨公表。 ・2023年11月に追加質問があり、同年12月に回答提出。 ・2024年4月に専門家による技術的な評価が終了したとのこと。		Nに地域主義が適用され	るよう協議を実施。				_	農林水産大臣
32	台湾	トマトの輸出解禁	2023年3月に日本から提出した情報を基に台 湾側で病害虫リスク評価を実施中。 (熊本県が協議を要望)		Jスク評価の進捗を定期 II情報の提出要請があれ		回答を促す。			0. 01億円	農林水産大臣
33	フィリピン	鶏卵の輸出解禁	・2023年6月、フィリピンに対し輸出解禁要請を実施。 ・2024年6月、質問票を入手。	農水省及び厚労省リピンに提出。	省は、2025年1月までに賃	賃問票に対する回答を	作成し、フィ	農水省及び厚労省は ら追加の質問等あれ		1. 4億円	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール								□ 輸出可能性	担当大臣
INO	• 地域	対象とはる争項	<b>近</b> 1人	10月	11月	12月	1月		2月	3月以	人降	一 期山り形注	担当人比
34	フィリピン	いちごの輸出解禁	・フィリピン側で輸出解禁に係る国内手続きを実施中。 (栃木県が協議を要望)		農水省は、フィリピンに対して定期的に進捗を確認しつ つ、年内の輸出解禁を促す。								農林水産大臣
35	フィリピン	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側 で病害虫リスク評価を実施中。 (山梨県が協議を要望)		農水省は、 ・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。							0. 01億円	農林水産大臣
36	フィリピン	ももの輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評 価に必要な情報を準備中。 (山梨県が協議を要望)	農水省は、病害	虫リスク評価に必要なり	青報の準備が整い次第、	フィリピンに対し	て速やかに	輸出解禁	を要請。		0.01億円	農林水産大臣
37	ブルネイ	千肉の制山舟宗	・解禁には、国及びと畜施設による質問票への回答提出後、机上審査及び実地検査を受け、ブルネイ側と輸入条件に合意する必要。 ・2024年10月、質問票に対する回答をブルネイ側に提出。		当は、追加の質問等あれ ル上審査後、実地検査(		する。					0. 45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
38	ベトナム	ぶどうの輸出解禁	ベトナム側からリスク評価等に必要な追加 情報の要求があり、日本側で準備中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、追加	情報の準備が整い次第、	ベトナムに対して速く	らかに提出。			農水省は、ベトナ 側からの追加情報 提出要請があれば やかに対応。	<sup></sup> るの へ	〉0. 2億円	農林水産大臣
39	ベトナム	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で 病害虫リスク評価を実施中。 (山形県、福島県、山梨県、和歌山県及び 岡山県が協議を要望)	11	してリスク評価の進捗 ð ら追加情報の提出要請が		明の回答を促す。					0.05億円	農林水産大臣
40	ベトナム		日本から提出した情報を基にベトナム側で 病害虫リスク評価を実施中。 (山形県及び和歌山県が協議を要望)		してリスク評価の進捗 ? ら追加情報の提出要請が		明の回答を促す。					0. 02億円	農林水産大臣
41	香港	の輸入停止 ・4県産野菜・果実等に	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し 香港にモニタリング調査結果等を示し、復 興庁による原発事故からの復興状況の発信 と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	・外務省は、様々な ・復興庁は、原発	当や外務省等と連携して な外交機会におけるハー 事故からの復興状況の勢 団向け説明会での説明や	(レベルでの働きかけ) 発信を引き続き行いつ	及び在外公館等も活 つ、機会を捉えて側	舌用した働き 動きかけを乳		<b>ミ施</b> 。		486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を 維持している国・地域向け の2010年〜2011年の農林水 産物・食品の輸出減少額)	外務大臣
42	香港		・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出 について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が 連携し、中国等一部の国・地域による輸入 停止措置は科学的根拠に基づかないもので あるとして即時撤廃を働きかけ。	・外務省は、様々な	団向け説明会での説明+ な外交機会におけるハ- 省等と連携しつつ、科学	イレベルでの働きかけ	及び在外公館等も流		きかけを写	<b>ミ施</b> 。		498億円(※)の内数(※ 2022年香港向け水産物(食 用)輸出額)	外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
43	香港	ザに関する地域主義の適	・現在の地域主義は都道府県単位で適用されている。 ・地域主義の適用単位を縮小するための輸出条件等について協議中。	【対応方針】 農水省は、引き続き	き輸出条件等に関する抗	3議を行い、協議がま。	とまり次第、輸出圏	要綱を改正。				15億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			輸出可能性	担当大臣				
INO	・地域	対象となる争項	現仏	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	判	担ヨ人足
44		原発事故に住い、 ・福島県の野菜・果物・ 到制日等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、 復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	・外務省は、様々なタ	外務省等と連携して 外交機会におけるハイ 向け説明会での説明や		農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣				
45	<b>7++</b>	都県産の生鮮食品、動物 性食品、海塩、海藻の輸 入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出 について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が 連携し、中国等一部の国・地域による輸入 停止措置は科学的根拠に基づかないもので あるとして即時撤廃を働きかけ。		向け説明会での説明や 外交機会におけるハィ 等と連携しつつ、科学	,	61億円(※)の内数(※ 2022年マカオ向け農林水産 物輸出額)	外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			
46	UAE	鶏卵の輸出解禁	・2023年6月、UAEに対し輸出解禁要請を実施。 ・2024年6月、質問票を入手	農水省は、2024年 票に対する回答を 提出。		3億円	農林水産大臣				
47	クウェート	牛肉の輸出解禁	・2024年5月、クウェートに対して輸出解禁 要請 ・現在、輸出条件等について協議中	農水省及び厚労省は、2024年10月までに、輸出条件等に関する書簡をクウェートに送付予定。	ま	『厚労省は、クウェー	ト側からの回答があれ	ば速やかに対応。		1億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
48	豪州		・現在、豪州向けさけ科魚類(豪州側の規定によりアユを含む。)は疾病への懸念から一部(加熱済さけ科製品)を除いて輸出できりない。 ・豪州側からの追加質問に対応中。 ・輸出解禁まで、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を継続。	農水省は、シロサー農水省は、豪州側による現地査察を実施。	農水省は、蒙州側からの質問寺がめれば対応。また、蒙州側からの指摘寺を踏まえ輸出に向げ						農林水産大臣
49	豪州	メロンの輸出解禁	・2023年10月に実施した現地調査を踏ま え、豪州側で検疫条件を作成中。 ・2025年以降に導入予定の食品衛生要件に ついて、豪州側に措置内容を確認中。 (茨城県及び静岡県が協議を要望)				に係る進捗を適宜確認 必要に応じてコメント			0. 19億円	農林水産大臣
50	豪州		日本から提出した情報を基に豪州側で病害 虫リスク評価を実施中。 (福島県が協議を要望)		病害虫リスク評価の検 □情報の提出要請があ		早期の回答を促す。			0.03億円	農林水産大臣
51	豪州	りんごの輸出における検 疫条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤 廃)	日本から提出した情報を下に豪州側で病害 虫リスク管理措置を検討中。 (岩手県が協議を要望)		病害虫リスク管理措置 ロ情報の提出要請があ		忍し、早期の回答を促	<del></del>		0.03億円	農林水産大臣
52	米国	ゆり 寺のかんさ フ頬の軸	米国側でリスク管理措置を検討中。 (和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び 鹿児島県が協議を要望)		スク管理措置の検討れ 情報の提出要請があれ		、早期の回答を促す。			0. 22億円	農林水産大臣
53	米国	だいこんの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害 虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0. 4億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状				■ ■ 輸出可能性	担当大臣			
NO	・地域	対象となる争項	現仏	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	二 期 67 月 187年	担ヨ人足
54	米国	キャベツの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害 虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)		リスク評価の進捗を定り ロ情報の提出要請があれ	0. 5億円	農林水産大臣				
55	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害 虫リスク評価を実施中。 (山形県が協議を要望)		リスク管理措置の検討れ ロ情報の提出要請があれ		0. 12億円	農林水産大臣			
56	米国	かんしょの輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 (茨城県、徳島県及び鹿児島県が協議を要望)	農水省は、病害虫	リスク評価に必要な情	<b>手報の準備が整い次第</b>	、米国に対して速やか	いに輸出解禁を要請。		)17. 2億円	農林水産大臣
57	米国	クロマツ盆栽の輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評 価に必要な情報を準備中。 (香川県が協議を要望)	農水省は、病害虫	リスク評価に必要な情	<b>情報の準備が整い次第</b>	、米国に対して速やか	いに輸出解禁を要請。		0. 7億円	農林水産大臣
58	米国	りんごの輸出における検 疫条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤 廃)	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評 価に必要な情報を準備中。 (岩手県が協議を要望)	農水省は、病害虫	リスク評価に必要な情	<b>情報の準備が整い次第</b>	、米国に対して速やか	いに輸出条件の緩和を弱	<b>受請。</b>	0.03億円	農林水産大臣
59	米国	牛肉の低関税枠の利用	・2024年2月27日、米国の牛肉低関税輸入枠 (4.4セント/kg、65,005トン)が100%消化 となり、適用税率が従価税26.4%に移行。 ・農水省は、関連情報を収集するととも に、米国側への働きかけを実施。	農水省は、日本産	牛肉の低関税での輸出	について、米国側へ	動きかけ。			2025年:185億円 牛肉の米国向け輸出実績: 2023年:93億円 2022年:91億円 2021年:103億円 2020年:42億	農林水産大臣
60	米国	国内で普及している添加物(クチナシ青)の使用に安全性の認可が必要	・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省(当時、現消費者 庁)、農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行について協議実施。 ・2021年3月にFDA申請済。FDAからの認可連絡待ち。	・事業者は、米国	的に進捗を確認し必要 FDAからの認可連絡を行 者は、認可を受けた場	侍つとともに、必要に	応じ、認可に向けた対	対応を実施。	ロエ食品の輸出拡	208億円 (加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計) 加工食品の米国向け輸出 額: 2020年:524億円 2019年:542億円 2018年:498億円 2017年:457億円	農林水産大臣
61	米国	ワインの容量規制の緩和	・米国内で流通可能なワインは、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外(例:四合瓶、一升瓶)のままでは輸出できない。・米国は、ワインの容量規制の緩和を含む規則改正案について、パブリックコメントを実施(2022年7月及び2024年9月)。現在(2024年10月時点)、米国にて結果取りまとめ中。		は、日米貿易協定に関 、改正に向けた検討サ				ンの容量規制の改	0. 48億円 ワインの米国向け輸出額: 2023年:0. 24億円 2022年:0. 15億円	財務大臣 外務大臣
62	カナダ	いちごの輸出解禁	日本から提出した情報を基にカナダ側で病 害虫リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)		こリスク評価の進捗を記 Min情報の提出要請がも		の回答を促す。			0.06億円	農林水産大臣
63	メキシコ	ストック種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で 病害虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)		、てリスク評価の進捗 を ら追加情報の提出要請か			-		0. 4億円程度	農林水産大臣
64	メキシコ	トルコギキョウ種子の輸 出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で 病害虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)		てリスク評価の進捗を 追加情報の提出要請か					0. 6億円程度	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状					担当大臣			
	• 地域	73%2.0.07.3	9000	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	T101 L1 1 1 1 1 1 L1 L1	ESAE
65	メキシコ		日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、病害虫	3リスク評価に必要な情	報の準備が整い次第	、メキシコに対して選	<b>東やかに輸出解禁を要</b> 請	青。	4. 8億円	農林水産大臣
66	メキシコ	ハクサイ種子の輸出解禁	日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、病害	虫リスク評価に必要なヤ	青報の準備が整い次第	、メキシコに対して	速やかに輸出解禁を要	請。	0. 2億円	農林水産大臣
67	メキシコ	日本産牛肉の施設認定権 限の委譲 (2024年3月に新規施設 認定については対応済 み)	く施設認定権限の移行> ・2022年12月にメキシコ側より施設認定権限の移行に関する質問票を接受。 ・2023年1月にメキシコ側に質問票の回答を送付したところ、同年5月にメキシコ側より追加質問を接受。 ・2023年11月にメキシコ側に追加質問への回答を送付。 ・2024年6月にメキシコ側より追加質問を接受。	厚労省は、年内に	こ追加質問の回答をメニ	ドシコ側に提出。	厚労省は、メキ れば速やかに対	シコ側からの追加情報 応。	の提出要請があ	_	厚生労働大臣
68	パラグアイ	牛肉の輸出解禁	・2019年5月に質問票を接受し、2020年8月 に回答。 ・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評 価終了について連絡。 ・現在、輸出条件・証明書様式等について 協議中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省	は、輸出条件の設定、	証明書様式に関する	協議完了後、輸出要	綱を作成・公表。		0.01億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
69	ブラジル	条件の緩和	日本側で条件緩和の要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。 ((一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出 促進協議会が協議を要望。)	農水省は、病害生	<b>はリスク評価に必要な</b> 情	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0.05億円	農林水産大臣			
70	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコー ル濃度規制への対応	・ブラジルでは、ボースのでは	調整をブラジル側	ジル農牧供給省訓令の改 側と進める。	(正について、改正案)	の	ま、迅速な改正がなされ 食料対話などを通じてご 動きかけを行っていく。	ブラジル側に、	0. 08億円 焼酎のブラジル向け輸出額: 2023年0. 06億円 2022年0. 03億円	財務大臣
71	ペルー	精米の輸出解禁	ペルー側から提示された検疫要件について、日本側で検討中。 ((株)百笑市場が協議を要望。)		-側から提示された検 速やかに検討し、コ ら。	農水省は、ペル	 レ─側から追加情報の	)提出要請があれば速や	かに対応。	0.04億円	農林水産大臣
72	EU	物(クチナシ青)の使用	・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省(当時、現消費者 庁)、農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行について協議実施。 ・2023年3月に欧州食品安全機関(EFSA)申請済。EFSAからの追加質問に対応中。	・事業者は、EU <i>O</i>	ミに応じ事業者への支援 )審査過程での指摘等に 食者は、認可を受けた場	ロエ食品の輸出拡	49億円 (加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計) 加工食品のEU向け輸出額: 2019年: 247億円 2018年: 222億円 2017年: 207億円	農林水産大臣			

No	対象国	対象となる事項	現状			対応ス		□ 輸出可能性	担当大臣		
110	• 地域	対象となる事項	96.00	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	一 柳山马虎江	担当八世
73	EU		・EUは、2022年1月28日より新たな動物用医薬品規制(EU規則 2019/6)を施行。EUは本規則の一部をEUに輸入される畜水産物にも2026年9月から適用することとしており、日本からのEUへの畜水産物輸出にも影響。・EUに輸入が認められる第三国リストを掲載した実施規則が2024年6月にSPS通報され、日本が掲載されていることを確認。当該実施規則は、2024年中に採択される予定。・農水省は動物用医薬品規則に関する情報収集及び提供を引き続き実施。			、関係事業者への情報 討及び輸出体制の整備				131億円 (2023年実績 牛肉:44億円 水産物:87億円)	農林水産大臣
74	中国台湾	フグの輸出解禁(フグの 輸出はほとんどの国・地 域で認められていない)		禁の働きかけを ・台湾について ・中国について	実施。 は、現地査察の結果を は、先方の対応状況を	を踏まえ、台湾側で審査 を確認し、必要な情報を	₹え、解禁見込みのある ₹後、追加情報の提出 ₹提供。 - 国・地域から取扱要績	要請等があれば速やか		0.2億円(シンガポールへの 平均的なフグの輸出量(筋 肉のみ)を基に推計)	
75	EU、英国、タ イ、ベトナム	輸出先国におけるGI保護制度の状況等を勘案し、 戦略的に各国との相互保護の枠組み作り等の交渉 を推進	追加指定于続さを元」したところ。 英国と	GI産品を中心に追 国については、20 農水省は、相互保 一層の輸出促進を	加指定に向けた協議。 24年度内を目標に、信 護を見据えて意見交替 図る。	を実施。EUIについては、 呆護対象GIを追加する: 要を継続する。またター	益を得られる取組とな 2025年に両国が満足で ための手続き中。 イに申請中の我が国GIが ベトナムに申請中の我が	できる方法により追加	加保護を予定。英 ナ、我が国GI産品の	_ >	農林水産大臣 財務大臣 外務大臣
76	米国、EU、英 国	有機酒類の同等性承認	改正「日本農林規格等に関する法律」 (2022年10月施行)に基づき、有機加工食 品のJAS規格に有機酒類を追加。 JAS認証を取得していれば、相手国の有機認 証を別途取得せずとも有機酒類として輸出 が可能となるよう、米国、EU及び英国と有 機酒類の同等性の相互承認に向けた協議を 実施中。	【対応方針】 ・農水省及び財務省 る。	は、米国、EU及び英I	国との間で、有機酒類	の認証制度の同等性を	を相互に確認するため	) の書類審査等を進め	3. 6億円程度(2022年度実施の事業者アンケート)	i. 農林水産大臣 財務大臣

N	対象国	対象となる事項	現状			対応ス	ケジュール			輸出可能性	担当大臣
IN	• 地域	対象となる事項	5% 1X	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	—— 期山 U 形注	担当人臣
77	ロシア		農水省を中心に厚労省、外務省等が連携 し、様々な機会を捉え検査証明書添付義務 の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・ロシアによるウク	ライナ侵略を受けて、	今後の対応についっ	ℂ検討中。			486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を 維持している国・地域向け の2010年〜2011年の農林水 産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
78	ロシア	ALPS処理水放出に伴う日 本産水産物の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして即時撤廃を働きかけ。	・外務省は、様々な	向け説明会での説明や 外交機会におけるハイ 等と連携しつつ、科学	レベルでの働きかり	†及び在外公館等も	舌用した働きかけを実施.	,	2.8億円(※)の内数(※ 2022年ロシア向け水産物輸 出額)	外務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
79	ロシア	家きん肉・卵の輸出解禁	・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち。 ・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求。 ・2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、これに回答。	【対応方針】 ・ロシアによるウク	ライナ侵略を受けて、	今後の対応についっ	⊂検討中。			(家きん肉) 0. 01億円 (鶏卵) 0. 02億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
80	ロシア	牛肉の輸出施設の追加及 び認定権限の委譲 (日本は、口蹄疫非清浄 国の対日輸出施設は、日 本が個別に査察して認 定)	・2015年2月に輸出解禁(2施設)。	【対応方針】 ・ロシアによるウク	ライナ侵略を受けて、	今後の対応についっ	て検討中。			3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
81	ロシア		・ロシアに水産食品を輸出する場合。 ・ロシアに水産食品を輸出する場合。 ・ロシア側の規則変更により、現在の施設登録にあり、の輸出するため、 ・ロシア側の動出まっないるため、 施設登録の再開に向けた協議が必要。 ・ロシア側の施設登録はに向けた協議が必要。 ・ロシア側の施設問票は既に回答がは、 ・ロシア側の施設の再開にのででは、 ・ロシア側の施設の再開にのででは、 ・ロシア側の施設のでは、 ・ロシア側の施設のでは、 ・ロシア側の施設のでは、 ・ロシア側が追記したのででは、 ・2021年12月 施設登録リストの修正を依 頼。	【対応方針】 ・ロシアによるウク	ライナ侵略を受けて、	今後の対応について	€検討中。			5億円 ロシア向け水産物輸出額: 2023年:9億円 2022年:2.8億円 2021年:3.2億円	農林水産大臣 厚生労働大臣

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

#### Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

No	対象国	対象となる事項	現状				輸出可能性	担当大臣			
	• 地域	カック のもみ	76 M	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降		温山八正
82	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 日本フードパッカー(株)道南工場(北海道) (2024年1月施設整備完了)			いて、事業者から申請 2024年10月申請、2024		€を行い、問題がなけ	れば施設認定。	0.2億円 (各国向け輸出予定 額の合計)	厚生労働大臣
83	シンガポール	食肉製品製造施設の認定 が必要	【認定申請に向け準備中】 大和食品(株)本社工場(大阪府) (台湾は2023年11月認定済み)			次第審査を行い、問題 予定、2025年1月認定耶				2025年12月期:2.51 億円 (各国向け全品目の 輸出予定額)	厚生労働大臣
84	シンガポー ル、台湾、EU	食肉製品製造施設の認定 が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)H・I (福岡県) (2024年12月施設整備完了予定)		いら申請書が提出され。 回:2025年1月申請予定		2030年6月期:0.4億円	厚生労働大臣 農林水産大臣			
85	シンガポール 台湾 香港 米国等	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け施設整備中】 大阪市中央卸売市場南港市場 (大阪府) ・2023年3月に5者協議を実施。 ・2023年12月 部分肉加工業者を決定。 (2025年度新年内処理施設稼働予定)	を実施する等、技 ※5者協議:輸出施設	の整備検討の段階から	为衛生検査所/保健	米国:0.4億円 その他(国・地 域):29.6億円 (事業者からの聞き 取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣			
86		食肉製品製造施設の認定 が必要	(2027年度施設整備完了予定) 【認定申請に向け準備中】 (株)クイックス(福岡県) (2022年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・厚労省は、事業者が	いら申請書が提出され。 回: (EU) 2024年12月 (シンガポール))	育成等について早期の 次第審査を行い、問題 申請予定、2025年3月記 2024年12月申請予定、 月申請予定、2025年3月	がなければ認定。 限定取得希望 2025年3月認定取得希		。)	2027年3月期:1億円	厚生労働大臣農林水産大臣
87	米国、EU、香港	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 IHミートパッカー(株) (青森県) (2024年3月施設整備完了)		画: (米国) 2024年10	次第審査を行い、問題 月申請、2024年12月認 月申請、2024年12月認	定取得希望(EU) 2024	4年10月申請、2024年	:12月認定取得希望	2億円	厚生労働大臣
88	台湾、シンガ ポール	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)八重山食肉センター(沖縄県) (2025年2月施設整備完了予定)	(香港) 2024年10月申請、2024年12月認定取得希望  【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画: (台湾) 2025年3月申請予定、2025年7月認定取得希望 (シンガポール) 2026年3月申請予定、2026年7月認定取得希望							厚生労働大臣 農林水産大臣
89	台湾	豚肉製品製造施設の認定 が必要	日本ハム北海道ファクトリー(株)旭川工場 (北海道) (シンガポールは、2024年4月認定済み)	・厚労省及び農水省は、台湾による現地査察に対応。台湾が承認した場合は、厚労省は輸出豚肉製品取扱施設として認定。							厚生労働大臣 農林水産大臣
90	インドネシ ア、UAE、マ レーシアラビ ウジアラビ ア、シンガ ポール、台湾 等	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 (株) SEミート宮崎(宮崎県) (2024年1月施設整備完了) (カタール:2024年9月自治体認定済)		νら申請書が提出され ၍:(インドネシア)/	2025年度中に申請予	6. 45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣			

No	対象国	対象となる事項	現状			対応スク	「ジュール			輸出可能性	担当大臣
INO	• 地域	対象になる事会	20.77	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降		担当人位
91	米国、EU、香港、台湾等	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け施設整備中】 北海道和牛マスター(株)(北海道) (施設整備完了予定:2026年度) ・2023年10月に5者協議を実施	厚労省及び農水省に	よ、竣工後早期に申請	できるよう、必要に応	ぶじ5者協議を実施する	等、技術支援を実施		38億円(各国向け輸 出額の合計)	農林水産大臣 厚生労働大臣
92		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (有)松木商店(北海道) (2024年3月施設整備完了)			出され次第審査を行い 2024年11月認定取得希		定。		2028年1月期:1.1億 円	農林水産大臣
93	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)丸喜(千葉県) (2024年10月施設整備完了予定)			出され次第審査を行い 定、2025年中に認定取		定。		2028年3月期:7億円	農林水産大臣
94		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)エマック(千葉県) (2025年3月施設整備完了予定)		事業者から申請書が提 国:2026年1月申請予5		2029年12月期:4.2 億円	農林水産大臣			
95		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)兆星(千葉県) (2025年3月施設整備完了予定)		事業者から申請書が提 国:2026年2月申請予5		2030年4月期:1.1億円	農林水産大臣			
96		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定審査中】 (株)八木長本店(東京都) (2023年6月施設整備完了)		事業者から申請書が提 国:2024年7月に申請別		2028年2月期:0.6億 円	農林水産大臣			
97		水産食品加工施設の認定 品目の追加が必要	【認定審査中】 あづまフーズ㈱(三重県) (2024年3月施設整備完了)			出され次第審査を行い 8み、2024年中に認定 <sup>1</sup>		<b>È</b> .		2025年5月期:6.5億 円	農林水産大臣
98		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)ショクシン(大阪府) (2024年2月施設整備完了)			出され次第審査を行い 定、2024年中に認定取		定。		2028年3月期:36億円	農林水産大臣
99		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 サンライズファーム(株)(高知県)			出され次第審査を行い 定、2024年中に認定取		定。		2028年3月期:1億円	農林水産大臣
100		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)永野商店(山口県) (2025年2月施設整備完了予定)		事業者から申請書が提 画:2025年2月申請予5		2027年7月期:0.5億円	農林水産大臣			
101		水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)九州築地(宮崎県)			出され次第審査を行し 定、2024年中に認定取		走。		2025年6月期:0.15億 円	農林水産大臣
102		水産食品加工施設の認定 品目の追加が必要	【認定申請準備中】 (有)丸哲(宮崎県) (2024年3月施設整備完了)		事業者から申請書が提 回:2025年2月申請予5		2029年9月期:2.6億 円	農林水産大臣			

No	対象国	対象となる事項	現状			対応スク	「ジュール			輸出可能性	担当大臣
	• 地域	7,3,2 0,0 7, 3	<i></i>	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降		.==/\.
103	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)海幸(鹿児島県)		事業者から申請書が提 国:2025年中に申請予5		、問題がなければ認定 1得希望			2025年12月期:0.48 億円	農林水産大臣
104	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定審査中】 (株)枕崎市かつお公社(鹿児島県) (2024年3月施設整備完了)		事業者から申請書が提 国:2024年8月に申請済		、問題がなければ認定 取得希望			2028年3月期:0.2億円	農林水産大臣
105	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 山実水産(有)(鹿児島県) (2024年3月施設整備完了)		が提出され次第審査を行 国:2024年度中に申請					2028年7月期:1.3億 円	厚生労働大臣 農林水産大臣
106	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)島水(鹿児島県) (2024年8月施設整備完了)		事業者から申請書が提I 画:2025年4月申請予定		、問題がなければ認定 ・希望			2027年9月期:12.3億 円	農林水産大臣
107	米国	水産食品加工施設の認定 品目の追加が必要	【認定申請準備中】 (有) やまた水産食品(鹿児島県) (2024年2月施設整備完了)		事業者から申請書が提 国:2024年12月申請予第		、問題がなければ認定 导希望	品目の追加を認定。		2029年3月期:0.14億円	農林水産大臣
108	カナダ	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 (株)ナンチク(鹿児島県)		から申請書が提出され。 画:2024年11月申請、2					-	厚生労働大臣
109	台湾、シンガ ポール、香 港、EU	- 牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 佐賀県食肉センター(佐賀県) (2023年3月施設整備完了) (米国は2023年12月、タイは2024年7月に認 定済)	(参考)事業者の計画		等の経験を積むととも	審査及び現地調査を実 に、EU以外の対象国( 定(2026年度中。)			米国:0.3億円程度 EU:0.06億円程度 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
110	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請中】 3施設が申請中。①飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会 ②和牛マスター食肉センター。③(株)阿久根食肉流通センター及びスターゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場・ブラジル側による施設の現地調査(2023年9月)を実施。・ブラジル側から現地調査に係る報告書案が送付(2024年6月)。・同報告書案に係る日本側コメント及び施設の改善措置をブラジル当局へ回答(2024年7月)、審査の終了待ち。		則の審査が終了し、承記	忍が得られたら、認定	℃の通知。			0. 4億円程度	厚生労働大臣
111	EU	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請に向け準備中】 (株)大分県畜産公社(大分県)		から申請書が提出される 国:2024年11月申請、2					0.1億円	厚生労働大臣

No		対象国	対象となる事項	現状			対応ス	ケジュール			輸出可能性	担当大臣
		• 地域	71% 5 6 6 7 7	2017	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	神殿四马尼江	温力人正
11:	2 EU		牛乳乳製品の施設の認定 が必要	【申請準備中】 ・EU向け牛乳乳製品の輸出は、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している。 (EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要。) ・農事組合法人共働学舎新得農場ほか1施設が申請準備中。	農水省及び厚労省に向けた取組をフ		業を活用した事業者や	輸出を志向する事業者	fに対し、5者協議の実	施等施設認定	0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
11:	B EU		水産食品加工施設の認定 及び認定品目の追加が必 要	【認定申請準備中】 松岡水産(株)(千葉県)		農水省は、事業者から 画:2025年中に申請予		第審査を行い、問題が 収得希望	なければ認定。		2026年12月期: 0.8 億円	農林水産大臣
114	4 EU		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)新海屋(宮崎県)		農水省は、事業者から 画:2025年中に申請予		育審査を行い、問題が ∇得希望	なければ認定。		2026年3月: 0.14億円(認定取得予定品目)	農林水産大臣
11!	5 EU		水産食品加工施設の認定 が必要	【農水省にて審査中】 (有)丸二永光水産(北海道) ・同社は、2021年2月に申請書を提出し、 2022年7月及び2023年6月に2度のスクリーニング機関による現地調査を実施。2023年7月に確認申請書が農水省に提出され、同年11月に農水省による現地調査を行い、現在、指摘に対する改善報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者が (参考)事業者の計画	から提出された申請書 画:2024年度中に認定	の審査を行い、問題/ 取得希望	がなければ認定。			-	農林水産大臣
110	6 EU		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)マリノス(千葉県)		から申請書が提出され 画:2026年中に申請予					2025年12月期:1億円 (EU向け全輸出品目 の予定額)	農林水産大臣
11	7 EU		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株) オリエンタルフーズ(静岡県)		から申請書が提出され 画:2024年11月申請予				_	2024年3月:0.03億円 (認定取得予定品目 分)	農林水産大臣
118	3 EU		水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株) カン喜 (山口県)		から申請書が提出され 国:2028年中に申請予					2028年3月期:1.8億円	農林水産大臣
11!	e EU		水産食品加工施設の認定 が必要	【農水省にて審査中】 熊本県海水養殖漁業協同組合(熊本県) ・同組合は、2019年12月に申請書を提出し、 2020年1月及び2021年9月に2度のスクリーニ ング機関による現地調査を実施。2021年10月 に確認申請書が農水省に提出され、2021年12 月及び2023年5月に2度の農水省による現地調査を行い、現在、指摘に対する改善報告を 待っている状況。		から提出された申請書 画:2024年度中に認定		がなければ認定。			2023年1~3月 期:1.28億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			対応スケ	ジュール			輸出可能性	担当大臣
	• 地域		222.7	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降		
120	EU	産地魚市場の認定支援	【農水省にて審査中】 枕崎市漁業協同組合枕崎漁港高度衛生管理型 市さばき所(鹿児島県) ・農水省の補助で整備した漁港における高度 衛生管理型の産地魚市場について、EU・HACCP 施設として認定を取得できるよう支援を実施。 ・同組合は、2020年12月に申請書を提出し、 2021年1月26日、スクリーニング機関による 現地調査を実施。2022年6月に確認申請書が 農水省に提出されたものの、同組合が現地調 査の受け入れを保留していたが、2024年8月 に実施。9月に提出のあった改善報告につい て内容審査を行い、問題がなければ認定を行う。	【対応方針】 ・農水省は、事業者が (参考)事業者の計画	から提出された申請書 国:2024年度中に認定	-	農林水産大臣				
121	英国	養殖魚用飼料施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)波崎ハイミール(茨城県) (2024年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画:2025年3月申請予定、2025年5月認定取得希望						2027年9月期:3.1億円	農林水産大臣

注:本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定をいう。

#### 2. その他

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状					輸出可能性	担当大臣			
	- 地坝			10月	11月	12月	1月	2月	3	3月以降		
122	インドネシア	ハラール認証完全義務化 への対応	・2019年10月17日、インドネシアは、ハラール認証の義務化(原則ハラール又はノンハラール表示をする必要)を目的とするハラール製品保証法(2014年法律第33号)を施行。飲食料品については5年間の移行期間を経て、2024年10月17日以降、ハラール認証を完全義務化する旨規定。・しかし、日本を含む海外から多くの適用延期要望を受けたインドネシアは、2024年10月17日、ハラール製品保証実施に関する政府規則(2024年政府規則第42号)の施行により、外国の飲食料品等にかかるハラール認証義務について、最大で2026年10月17日まで延期することを決定。	及び輸出関係者	完全義務化の実施に際し との連携により、ハラー れば、インドネシアへの	-ル製品保証実施に関	する政府規則(2024年)	政府規則第42号)等に			<b>&gt;</b>	農林水産大臣
123	米国	活ガキの輸出には国家貝 類衛生プログラムの承認 が必要であり、水域のモ ニタリングが必要	・輸出国は米国と同等の国請・報認されることが必要・・同プログラムが承認されるためには、 1米国向け輸出を目指す活が、十分ムには、 1米国向け輸出を目指す活がキが、十分ムには、 1米国向け輸出を目指す活がもかの現地間にわたを生産でよれた実績があり、とが必要であることがありための現地間を当時にれてするとがが必要であることが判りできることが判りできることが判りできることが判りできることが判りできることが判りできることが判りできるとが判りできる。と2020年に表表は、米出すの指令では、米出すの指令では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	の質問等に対応 農水省及び厚労 ・農水省は、輸 ムの実施に向け ・米国側の審査 都道府県による	省は、提出したプログラ	ラム案に沿って、日本 いる都道府県から順グ ラムに沿った運用開始 まデータの収集・整理	★国内の輸出手続きを定 収海域指定及びモニタリ 台を支援。 型が必要。	めた要綱を作成。	米国による現地調査を含む審査。	都道府県等によるモニタリングの実施が必要。	0.5億円程度(活ガ キの輸出実績がある 国々への平均的な輸 出額と同程度)	農林水産大臣厚生労働大臣
124	米国	輸出養殖ブリの薬剤残留 基準の設定	・日本国内で養殖ブリに使用されている水産用と薬品(アンピシリン、フレスレーンダゾール)は、米国では魚類の残留基準値)が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障。・農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートレランスを米国側から追加書類提出の要求がありば、エリスロマイシンのインポートルララにの表すがありば、エリスロマイシンのオンポートルランは、スルファインボートとめ、出まに必要なデータをとりなびアルベンダボータを収集中。	<ul><li>・米国側による</li><li>・米国側から指</li><li>・農水省は、エ・米国側から指</li><li>農水省は、ス川</li></ul>	指摘があれば対応。 	ポートトレランス申 びアルベンダゾール	請に必要なデータをとり のインポートトレランス	まとめ後、米国に申	請。		200億円 ブリの米国向け輸出 額: 2023年: 243億円 2022年: 222億円 2021年: 158億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状					対応スク	テジュール						輸出可能性	担当大臣
	• 地域 			10月		11月	1.	2月	1	1月	2	月	3	月以降		
125	米国	水産物の輸出に係る海産 ほ乳類保護法(MMPA)へ の対応	・2026年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法 (MMPA)の実施規則に基づき、米国と同等 の混獲削減措置を導入していない漁業由来 の水産物の輸入を禁止する予定。 ・2021年11月末、農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種類について同等性審査を申請。 ・米国は、各国いて審査中。 ・審査結果によっていない漁業由来の水産物の輸入が禁止されるとともに、一部の水産物について、輸出時に証明書を求められ	米国による申記 農水省は、米配 農水省は、米配	国に対し日	本の漁業管理!			もに、米国化		問等に対応。		/   	三国に ・る輸制 ・設制 ・選始。 ・2026 ・1月1 ・~)	500億円程度 水産物の米国向け輸 出額: 2023年613億円 2022年539億円 2021年423億円	農林水産大臣
126	EU	輸出向け原料に使用する 生乳生産農場はブルセラ 症・牛結核の検査が必要	る可能性。 ・農場におけるブルセラ症、牛結核の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。・農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。・2022年8月、WOAHコードに基づく結核及びブルセラ症の清浄化を達成したことから、EUに通知し、牛由来乳製品について、本病に対する全頭検査が不要となるよう協議中。・2024年5月、書簡によりEU側に日本の本病清浄性を認め全頭検査を不要とするよう改めて要請。様々な機会を通じ早期の回答を働きかけていく。			Î工房等を対象  録に向けたファ									〉 0.1憶円 (輸出の前提となる 衛生条件)	農林水産大臣
127	EU	容器包装及び包装廃棄物に係る規則への対応	・容器包装のリサイクルやリユースの促進 や包装廃棄物を減少させることをEIU規則案 が2024年3月、欧州委員会、欧州議会、EU理 事会によるトリローグで包装が明神できる。 ・2030年以降、すべての包装が明神できる。 ・2030年以降、すべての包装が明神できる。 ・2030年以降、すべてのもまが明神できれるといる。 ・2030年以降、すべてのもまが明神では、サイクル可能性に応じプラストが評価定義が明価でより、すべてのもまがでは、サイクルのもいに、サイクルのもいと等がははいる。 以上のよりからないよりでは、EUに対けられる予定。 ・農水省はEU規則に関する情報収集及とも、 は、EUに規則に関する情報収集をとし、 は、EUに規則に関する情報収集をとし、 に、EUに機本のは様々の輸出とし、 に、EUに農林水産物及の輸きかけを実施。	集し、国内関 また、リサイ	関係事業者 (イクル可能性)	新たに採択予定 こ向けた資料の 生評価、リサイ なることがない	)作成等を通 ′クル材含有	じて事業者 率の計算力	背に情報提供 5法等に係る	も。 ち下位規則に	こついて、日	本産の農林	水産物及	<b>Ž</b>	-	農林水産大臣
128	EU	三国由来の動物性加工済 原料が、EUの認定施設由 来であり、衛生要件に適	動物性加工済原料の主要な輸入先国については、EU要件に適合していることを証明する衛生証明書が発行されるよう概ね協議済み。 一方で、動物用医薬品規則やはちみつに係る追加要件等のEUの新たな規制についても今後手当てしていく必要があり、各国と証明書等について協議を継続していく。	農水省は、EUに 適合しているこ 等と協議。 農水省は、特に なるように、力	こと等を証明に動物用医	明する証明書か	が発行される	よう、動物を表現である。	物性加工済原 要件等のEUの	別料の主要が	な輸入先国で	ある米国及	びアルイ	ゼンチン /	38億円 加工食品のEU向け輸 出額: 2022年322億円 2023年381億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			対応スク	ケジュール			輸出可能性	担当大臣
	• 地域	7,2,2 0.0 4.2	2227	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	- 10012	,
12	台中ポレトドュッド サポレトドニュド 9 10 11 12 13 14 15 16 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	一元的な輸出証明書の発 給システムの機能追加改 修	・農水省は、関係省庁(財務省及び厚労 省)とともに、輸出促進法に基づく輸出証 明書の一元的な発給システムを構築し、 2022年4月から、全ての種類の証明書を対象 として、本格運用を開始。	農水省は、輸出追加等に係る開	証明書発給の更なる利化 発を推進。	更性向上を図るため、	関係省庁(財務省及び	『厚労省)とともに、シ	ノステムの機能	-	農林水産大臣
13	<sub>0</sub> レーシア、ベ	電子媒体による輸出証明 書の発行が可能となるよ う国・地域へ働きかけが 必要	我が国のほとんどの輸出証明書は、発行機関の印章が押印又は印刷され、直筆署名が行われた紙媒体により発行されている。これまで、台湾向け貝類、ベトナム及び一部のインドネシア向け水産食品の衛生証明書、香港向け放射性物質検査証明書等、豪州向けかきの原産地証明書については、電子媒体により発行されている。	農水省は、電子が域へ働きかけ。	媒体で輸出証明書の発行	テが可能となるように	、即日発行が必要な記	E明書から優先的に、輸	ì出先国、地	-	農林水産大臣
			・農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、1.輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障。(当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。)2.輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障。		音による輸出先国等へ <i>の</i> 直の見直しを働きかけ。	)基準値設定の申請を3	支援。また、輸出先国	等に対して基準値の早	期設定及び著		
13	北米、EU、オ セアニア、ア ジア	報本の	・青果物は、2023年度末までに支援対象とした82件のうち、台湾、米国、カナダに対し75件のインポートトレランス(以下、IT。)申請を実施し、台湾で44件、米国で4件、カナダで1件、計49件の基準値が設定されている。2024年4月に、台湾へ新たに1件のIT申請を実施。・2024年度に取り組む剤及び対象国を選定		剤の申請に必要な作物列 情に向けた要望調査を引					20. 4億円(インポートトレランス申請先への輸出可能性額)	農林水産大臣
			し、IT申請に向けた取組を実施(台湾向け 21件、米国、タイ、ベトナム向け3件)。 ・茶は、2023年度末までに支援対象とした 29件のうち、米国、EU・Codexに対し21件の IT申請を実施し、米国で10件、EU・Codexで 3件、計13件の基準値が設定・承認されている。 ・2024年度に取り組む剤及び対象国等を選		剤の申請に必要な作物列 情に向けた要望調査を9						
			・2024年度に取り組む剤及び対象国等を選定し、IT申請に向けた取組を実施(米国向け3件、EU・Codex向け2件)。								

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状			対応スケ	ジュール			輸出可能性	担当大臣
	پوم <sub>تا</sub> د			10月	11月	12月	1月	2月	3月以降		
13	12 各国·地域共 通	植物検疫協議を実施する 対象国・地域、品目の選 定	限られた時間や人員などのリソースを最大 限に活用して効果的・効率的に協議を進め る必要。	農水省は、都道 府県を通じて、 産地、事業者等 から植協議等のの 解禁協議等の要 望に下で を実施。	調査結果を精 ①我が国にお ②輸出先国・ ③農林水産業	林水産物及び食品の輸 査。2025年度に取り組 ける生産量・額が高く 地域における需要が強 者又は食品事業者から 地域の政府機関等との	む新規植物検疫協議 輸出の見込みがある。 く継続的な輸出が見込 強い輸出の意向が示る	案件候補を選定する。 こと 込まれること されていること		-	農林水産大臣
13	3 各国·地域共 通	<b>たた元直し</b>	国際的な動向を踏まえた食品表示の見直しを行うため、2023年度に有識者からなる懇談会(食品表示懇談会)を開催し、今後の食品表示が目指していく方向性について取りまとめを実施。この方向性に基づいて、懇談会の下に2つの分科会を設置して議論を開始。 ①個別品目ごとの表示ルール見直し分科会を5月に第1回開催(月1回程度順次開催)、以降月1回のスケジュールで議論を進めている。 ②デジタルツール活用の検討分科会	①個別品目ごとの	表示ルール見直し分科	下に設置する分科会にお 4会を、月1回程度開催 4年度は3回程度開催予	予定。 (5月に第1回 a			-	内閣府特命担当 大臣(消費者及 び食品安全)

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

#### Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国	対象となる事項	現状			対応スケ	ジュール			軸出可能性	担当大臣
	• 地域	対象にはの事項	3600	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	一带四寸形江	
134	各国・地域共通	輸出拡大に向けた人材育成・確保	<育成>・教育機関と連携し、輸出ビジネスへの参画や輸出スキルの深化を目的としたリスキリング講座を実施。・輸出初心者や輸出を体系的に学びたい方向けに輸出ハンドブックを作成。  <確保>・内閣府プロフェッショナル人材戦略事業と連携し、全国拠点との連携を実施。・「おいしい日本、届け隊」官民共創プロジェクトを通じた、多様な領域の人材向けの情報発信や実証事業を検討。	ハンドブックの 構成検討、取材 等を実施。 <確保> ・45道府県(東京 地方農政局が連携 ・「おいしい日本	各教育機関と調整し、講座内容の調整を実施。						農林水産大臣
135	各国・地域共 通	認定輸出事業者への輸出 目標達成に向けたフォ ローアップ	・2023年度はフォローアップの対象となる認 定輸出事業者285者全て(2022年輸出実績等 の把握に係るヒアリング対象者)に対し、各 農政局等による訪問やオンラインによるヒア リングを実施。	・農水省は、認定輸	・2023年の輸出実績等の把握に係るヒアリングを実施。 ・農水省は、認定輸出事業者に対して事業者・産地の輸出目 票達成に向け必要に応じて、フォローアップを実施。 ・2023年の輸出実績等の把握に係るヒアリング結果を取り まとめ。						農林水産大臣 財務大臣
136	各国・地域共通	大規模輸出産地の形成	・海外の規制に対応した大規模輸出産地を形成するためには、生産から流通・販売まで一気通貫で産地をサポートする輸出推進体制の下、生産者がまとまって生産面や集荷・流通面での転換に取り組むことが必要。・2023年度補正予算では、2024年4月に28地区を採択。・2024年度当初予算では、2024年6月に10地区を採択。	① 都道府県やJA 推進体制を整備。	農水省は、採択地区において、定期的にヒアリングを実施し、進捗確認等をしながら、以下の取組を実施する。 ① 都道府県やJA系統、輸出商社等の地域の関係事業者が連携し、生産から流通・販売まで一気通貫で産地をサポートする輸出 推進体制を整備。 ② ①の推進体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大等の生産面の転換や混載等の取組を推進。						農林水産大臣
137	各国・地域共 通	フラッグシップ輸出産地 の選定	海外の規制やニーズに対応した農林水産物を 求められる量で継続的に輸出しているなど一 定の基準を満たす輸出産地を「フラッグシップ輸出産地」として2025年度までに50産地程 度を選定・公表するため、有識者会議におい てフラッグシップ輸出産地の選定基準等を作 成。 2024年6月に42産地を第1回フラッグシップ輸 出産地として選定。	シップ輸出産地の	トへの情報発信を行うと D更なる発展を後押し。 しまなる発展を後押し。 集を開催し、第2回目の多	ともに、海外バイヤーと	との商談会の開催、みと	ごり施策等他施策の活用	はど、フラッグ	-	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣	
	' · 地域	<b>対外になる事項</b>	911/4	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	- 神山山 1161工	正当人位
13	3 シンガポール	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	て同じ。) ・F1等富裕層向けイ ・各自治体事業のオ ・和牛・焼酎のロー ・日本産ワイン・E	〈今年度事業〉(カントリーレポートの作成、模倣品対策等の全PFが共通して行うもの以外の取組を記載。以下、No. 138~147において同じ。) ・F1等富裕層向けイベントにおけるプロモーション支援 ・各自治体事業のオールジャパン化支援 ・和牛・焼酎のローカル事業者・シェフ向け商談会の実施 ・日本産ワイン・日本産チーズ等の消費者向けプロモーション支援 ・有子家庭層へのカレー等日本食普及を通じた米の市場拡大						農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				・PFごとに定めた説 捗状況を点検。	・PFごとに定めた課題と目標に留意しながら、定期的に関係者で情報共有・進 歩状況を点検。						
100		輸出先国・地域における	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	〈今年度事業〉 ・輸入規制への対応のための輸入規制目安箱の運営 ・地方商談会と連動型プロモーション ・バンコク商談会の実施 ・日本産水産物の販売網拡大プログラムの実施 ・模倣品等対策相談窓口の運営におけるタイ当局との連携強化							農林水産大臣
139	)   タイ	支援の実施		・PFごとに定めた誤 捗状況を点検。	<b>関と目標に留意しなが</b> に	ら、定期的に関係者で情	情報共有・進	〈来年度事業> · 2024年度の活動実績を · PFごとに定めた課題・ E 留意しながら、来年度	目標や活動指標	-	外務大臣 経済産業大臣
140	)中国	輸出先国・地域における 支援の実施	・ 主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	〈今年度事業〉 ・有望品目(ベーカリー原料等)の販路開拓支援(上海、成都) ・全国展開小売店(高級食品スーパー01e)でのプロモーション支援(広州) ・観光と一体となった消費者向け日本食品プロモーション支援(成都) ・地方都市や日系以外への日本産酒類・食品販路拡大事業(北京、上海) ・飲食店等への日本産酒類・食品販路拡大事業(北京、上海) ・日本食品関連企業プラットフォーム交流会の実施(北京(大連)、成都)						-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				・PFごとに定めた記 況を点検。	<b>果題と目標に留意しなが</b>	ら、定期的に関係者で愉	青報共有・進捗状	・2024年度の活動実 ・PFごとに定めた課 動指標に留意しなが 活動計画を策定	題・目標や活		

No	対象国	対象となる事項	現状			対応スケ	アジュール			輸出可能性	担当大臣	
NO	・地域	対象となる争項	<i>5</i> €1/\	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	- 期山山町配注	担当人民	
141	香港	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	・現地学校における ・輸入拡大に向けが ・ガストロノミーツ ・大手現地スーパー・現地事業者と連携	学校給食への日本産品拡大支援 現地学校における日本産米普及支援 輸入拡大に向けた商流開拓等実証 ガストロノミーツーリズム等観光促進を通じた輸出促進 大手現地スーパーと連携した産地形成、招聘と現地販売の一体化、小売店フェアの実施支援 現地事業者と連携した、日本食以外の飲食店における商流開拓  PFごとに定めた課題と目標に留意しながら、定期的に関係者で情報共有・進捗  ・2024年度の活動実績を評価 ・PFごとに定めた課題・目標や活動指							
142	台湾	輸出先国・地域における 政府の支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	・国際交流基金「す ・地方都市含む台湾 ・品目団体と連携し	美同業公会(IEAT)と連携 トし展」と連携した日本 寛全域における食品バイ した地方都市での酒類商	産水産物のプロモーシャーの発掘事業 談会の実施	ョン支援	<来年度事業> ・2024年度の活動実績	遺を評価	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	
				況を点検。 〈今年度事業〉				・PFごとに定めた課題標に留意しながら、ま を策定	来年度の活動計画			
143	ベトナム	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	・ベトナム全国にす	ドナム人を対象にしたニューン店を持つ現地系	・外資系小売店におけ	るプロモーション及び阝	重携プロモーション支援	を評価・目標や活動指		農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣	
144	マレーシア	輸出先国・地域における	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<今年度事業> ・ハラル市場への戦略的売り込みのための調査 ・現地バイヤーの日本への招へい ・地方都市(ペナン、ランカウィ、東マレーシア等)の販路開拓に向けた現地事業者の発掘							農林水産大臣外務大臣	
		支援の実施			₹題と目標に留意しなが 発で課題の抽出とこれ∫			) I	た課題・目標や活ながら、来年度の		経済産業大臣	

No	対象国	対象となる事項	現状			対応ス・	ケジュール			輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象となる事項	96100	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	一期山山門に江	担当人臣
145	UAE	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	・有力展示会の特認	こおける日本産食材の普 とコーナーにおけるシェ	フやバイヤーへの日本		<b>&lt;来年度事業&gt;</b>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
					・PFごとに定めた課題と目標に留意しながら、定期的に関係者で情報共有・進捗状況を 点検。(今後、現地発で課題の抽出とこれに即した具体的な目標の設定を予定。) 来年度の活動計画を策定						
146	米国	輸出先国・地域における 支援の実施	・主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。・2023年12月、ヒューストンに米国内で3番目となる輸出支援プラットフォームの拠点を設置。	・日本食文化振興 ・米軍基地におけ ・ドレクセル大学 ・日本酒エデュケ	協会と連携した現地の/ る日本産食材販路拡大 の和牛教育コース設置 ーション及びインスタる	N中学校における日本負 プロモーション事業(L (NY) を通じた米国市場におり	県産品の一体的プロモー 食の普及活動及びJapane A) けるMade in Japanの日本 コモーション支援(ヒュ	se Food Expo出展支援 酒の普及活動 (NY)	(LA)	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				・PFごとに定めた訓 況を点検。	<b>果題と目標に留意しなか</b>	ぶら、定期的に関係者で	情報共有・進捗状	〈来年度事業〉 ・2024年度の活動実 ・PFごとに定めた課 標に留意しながら、 を策定	題・目標や活動指		
		輸出先国・地域における	主要な輸出先国・地域において輸出支援プ	〈今年度事業〉 ・フランス精肉学校と連携した和牛教育の実施(パリ) ・EU規制等に関する情報収集及び共有(ブリュッセル)							農林水産大臣
147	EU	支援の実施	ラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	・PFごとに定めた誤 を点検。	題と目標に留意しなが	ら、定期的に関係者で	情報共有・進捗状況	く来年度事業> ・2024年度の活 ・PFごとに定め や活動指標に留 来年度の活動計	動実績を評価 た課題・目標 意しながら、	-	外務大臣 経済産業大臣
148	各国・地域共通	拠点づくりを通じたサプ	農林水産物・食品の海外での戦略的サプライチェーンの構築を目指す事業者にとって、事業性の判断に必要な投資可能性調査を行うことが必要。	1	毎外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査緊急支援事業(令和5年度補正)の下で、海外での物流・商流等の拠点づく りのための投資案件形成に必要なフィージビリティ・スタディに要する経費を支援。						農林水産大臣
	韓国、中国、香港、ベトナム	輸出先国・地域における 支援の実施	・外務省は、4公館(在韓国大、在上海総、 在香港総、在ホーチミン総)に農林水産物・ 食品輸出アドバイザーを設置。現地法令・輸 入規制に関する情報提供、人脈形成支援を受 けつつ、更なる輸出拡大につなげていく。 ・2025年度の概算要求においても、農林水産 物・食品輸出アドバイザー4公館分の予算を 要求中。	置した農林水産物 現地法令・輸入規制	在上海総、在香港総、 ・食品輸出促進アドバイ ・食に輸出保護の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ゲーを活用し、2025年 現地政府への働きかけに	3月まで、 関する助言、 出加 1月1月1日   1月1日   1月1	年度の概算要求の結果 輸出先転換の見込める 大への貢献の観点から 係省庁とともに進める	国・地域等、輸 対象公館の検討	-	外務大臣 農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象にはの事項	<i>5</i> €1/\	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	一 期山 5 127年	변크스보
150	各国・地域共 通	効率的な輸出物流の構築 及び輸出コストの低減の ための取組の実施	・農水省及び国交省は、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」を開催し、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用など、取り組むべき事項を整理し、推進・農水省・国交省は連携して、堺泉北港を産直港湾に認定(2022年5月)、加えて、志布志	農水省及び国交省は等の整備を支援。	、「特定農林水産物・	食品輸出促進港湾形成	事業」を活用し、コール	ッドチェーンの確保の <i>†</i>	とめに必要な施設	-	農林水産大臣 国土交通大臣
			港を産直港湾に認定(2023年5月) ・農水省では、輸出物流構築に向けた環境調査並びにモデル実証を引き続き実施、課題の抽出や取組むべき事項を整理。	採択した各事業にお	らける進捗を確認すると	ともに、横展開、他エ	リアへの波及に繋げるた	⊂めの共有・成果報告の	の場を設ける。		
151	各国・地域共 通	チェーンの確保に向けた	海外でのコールドチェーンを確保するため、 日本式コールドチェーン物流サービスの標準 化を推進。	ら、鮮度保持・品質	国交省は、海外におけるコールドチェーンの確保の観点か 、鮮度保持・品質管理を図るため、日本式コールド ・エーン物流サービスの標準化を推進。 「コールドチェーン物流サービス規格」 の普及促進を図る。						国土交通大臣 農林水産大臣
1522	各国・地域共通	地域の中小加工食品の事 業者の輸出体制の構築	(加工食品クラスター) ・輸出プレーヤーの裾野を広げるため、地方 農政局と連携し、事業者が地域の実績のと連携組めるすべのお話すで、 2025年度まいに、するなのが活動で、 2025年度まけたのが活動でで、加工食品クラル形成を目指すでもいいて、加力の食力を見ますが連携して取りであるよう、更中小の食品製造事業者等が連携出用商支援を表現の出土食品の大きな場所をあり、組発等を現れてあり、 等を現り、組発性は、 等を現り、 までは、 までは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	動内容を確認する。 ・引き続き、各都道調領域(競争領域) たな加工食品クラス	事例集で把握している35の加工食品クラスターや2024年度の事業活用等を通じて活動を開始した団体について、引き続き、活動内容を確認するとともに、フォロ-アップ等活動を支援。  引き続き、各都道府県において、セミナー開催や事例紹介を重ねつつ、輸出に向けた課題の抽出、連携による協調領域・非協関領域(競争領域)を整理し、その食品・地域・団体に適した加工食品クラスターを提案。地域商社を核とした取組みなどの新まな加工食品クラスターの形成を促す。 あわせて、事業者自らが組成して活動しているクラスターの把握にも努める。  ・フォローアップを通じて把握した、各クラスターの活動内容について、農林水産省IPの事例集の追加する等、充実を図る。						
153	各国・地域共通	援	(食品添加物) ・輸出先国の規制に対応する食品添加物等への転換の支援を検討(加工食品の国際標準化)。GFP加工食品部会の中の食品添加物分科会にて、事業者からの要望の高かった添加物について、順次、早見表を作成して、転換を支援。 ・2022年度の着色料早見表、2023年度の乳化剤、調味料、甘味料早見表の作成・公開に続き、2024年度は、保存料、酸化防止剤、酸味料の早見表を作成中。		出先 殿 (使 東用量 ・調3	査データとりまとめ。 見表システムの仕様を4 役入、公開。	<b>倹討・構築し、デー</b>	・早見表の付外添加物規制ミナーを実施	川に関するセ	-	農林水産大臣
154	各国·地域共 通	育成権者管理機関の設立	育成者権者に代わって、海外への品種登録や ライセンスによる実効的な侵害対応を行う育 成者権管理機関の取組を推進。	登録や権利侵害対			)、育成者権管理機関支持 関査、優良品種の苗木の別			-	農林水産大臣

N		対象国	対象となる事項	現状			対応スク	·ジュール			輸出可能性	担当大臣	
IN		• 地域	対象となる争項	<b>玩</b> 仆	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	判证可能注	担当人民	
15	各通	·国・地域共 i	知的財産の海外展開に向けた国内の体制整備	戦略的な海外ライセンスの実効性の確保に向け、オンライン取引の拡大等新たな流出リスクに対応した足下の国内における優良品種の管理の徹底を推進するため、2024年3月より優良品種の保護・活用のあり方等について有識者検討会において議論を重ね、同年6月に提言をとりまとめたところ。提言内容の具体化に向け、検討会を開催し、優良品種の許諾のあり方等について検討を深める。		デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用のあり方に向けた対応方向(提言)」の具体化に向け、国内管理 十の策定、苗木の生産や取引を管理するシステムの導入、知財教育の推進、制度的枠組みの整備等を総合的に検討。							
15	各通	·国·地域共 i		・2024年度、2025年度ですべての人工授精所に立入検査を行う。 ・立入検査において、家畜改良増殖法の遵守を確認するとともに、和牛精液生産事業者への普及は定着したことから、通先等との譲渡契約の締命適保進を引き続き継続。 ・法令遵守に係る研修会の開催についても、継続して開催予定。 ・家畜人工授精所からの報告等の集約等に係る全国システムについては、利用拡大に向け引き続き機能強化を推進。	正化を図るため、 ・不正競等に、の 譲渡の際に、利 ・2022年度までり ・家畜人工授精所 ・家な、電子化を推	農水省は、和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜遺伝資源の知的財産としての価値を保護するとともに、更なる流通管理の適 E化を図るため、以下の取組を推進。 不正競争防止のため、引き続き、家畜遺伝資源生産事業者が譲渡した先の流通から使用までに係る関係者へ、和牛遺伝資源の 譲渡の際に、利用範囲や利用にあたって遵守すべき事項を盛り込んだ契約の締結についての働きかけを行う。 2022年度までに実施した自己点検結果等から、業務実態の確認が必要と判断した家畜人工授精所について、都道府県等関係機 関と連携を図りつつ、2025年度までに5,000か所の立入検査を実施。 家畜人工授精師等への法令遵守の徹底のための研修会を定期的に開催(2024年度10か所予定)。 家畜人工授精所からの報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のための全国システムの運用、機能強化及び利用拡大を 到り、電子化を推進。 精液等の流通管理において留意すべき事項を公表し、適正な流通管理を推進。							
15	<b>名</b> 通	·国·地域共	品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応	2020年度補正予算及び2021年度補正予算において、2021年3月に公表した輸出拡大に向けた技術的課題のうち対応する課題の研究開発を実施。また、各地方で開催された「地域研究・普及連絡会議」において収集した輸出拡大に向けた技術的課題を踏まえ、2024年6月に課題を更新し、当該課題の解決に資する研究を実施。	・「農林水産物・ 課題のたない。 ・把課題を開発した。 ・農水で2020年 ・農水で2021年度の ・農水で2021年度の ・2021年度の ・2024年3月にに会 ・2023年度が発成との ・2023年度を ・2023年度との ・2023年度との ・2023年度との ・2023年度との ・2023年度との ・2023年度との ・2023年度との ・2023年度との ・2023年度との ・2023年度終続図るい ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、	・輸出事業者等との意見交換を通じて、技術的な課題の把握を実施。 ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、「地域研究・普及連絡会議」等において、輸出拡大に向けた技術的課題の更なる収集を行い、輸出拡大に向けた技術的課題について整理し、2024年6月に公表。 ・把握した輸出拡大に向けた技術的課題については、食料安全保障の確保やみどりの食料システム戦略の実現等に向けた技術的課題も踏まえ、研究課題化の優先順位・実現可能性を検討。(輸出拡大に向けた技術的課題62課題のうち40課題について、課題解決に資する研究を実施)  農水省は、2020年度第3次補正予算「スマート農業技術の開発・実証プロジェクトのうち輸出促進のための新技術・新品種開意」及び2021年度補正予算「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち輸出拡大のための新技術開発」において、2021年度から2024年度で研究課題を実施。 2024年3月に成果報告や2024年度研究計画の検討を行う成績検討会を実施。2024年度継続課題について、2024年4月からは、2024度研究計画に基づき引き続き研究を実施。2023年度終了課題について、2024年4月からは、①各県公設試等へ技術紹介、②品目間を必要(2023年度終了のかんしょの課題で調整中)、③記者発表や対外的なセミナー、メルマガ等への掲載機会等を活用、開発成果の普及に取り組む。 2023年度終了課題以外についても、成果が見込まれる研究課題については積極的に情報発信を行う。 (2024年度継続課題) 輸出拡大を図るための大規模安定生産技術の開発(いちご) 健全な苗や種いもの供給効率の向上、生産工程における発病リスクの低減のためのサツマイモ基腐病総合的防除体系の開発(か							

	No	対象国	対象となる事項	現状		輸出可能性	担当大臣					
		<ul><li>地域</li></ul>	対象となる事項	<i>₹₩</i>	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	+110111 -3 115 12	EJXE
158					SAVOR JAPAN認定地 公表予定。	SAVOR JAPAN認定地域を拡大、2024年12月に新規認定地域を 公表予定。						
	58 Å	予国・地域共 種	日本の食や食文化の発信	SAVOR JAPANの認定地域について、魅力的な 食体験コンテンツの造成・磨き上げ及び情報 発信を支援するとともに、インバウンドを輸 出につなげるための取組について検討。	SAVOR JAPAN認定地 化等を支援。	域についてのSNS等によ	る一元的な情報発信等 <i>0</i>	Dほか、研修会・交流会	の開催による認定地域に	間のネットワーク	-	農林水産大臣
						SAVOR JAPAN地域、農泊地域でのインバウンドの受入拡大等により食体験や土産品等の消費拡大を図る方策を検討するために、関係地域への聞き取り等を実施。						
1	59 A	<b>子国・地域共</b> 通	育		を育成するために、以 ・日本料理の調理技民間団体等が日本 ・日本食・食文化部へ10名を対の1週間:1 ・日本料理コンンテストので表し、(8/23~1週間:1) ・日本料理コンンテスので表し、(ロンド・海外料理学校等で規)	能認定推進支援 料理の調理技能認定制度 予及・人材育成支援(海ダ	を変運用・普及する取組 外の外国人日本食料理人 の月:日本料理店での個別 要 実施を支援。 セミナー等 ナンライン) 師派遣(R6年度新	の招へい)		『を取りまとめ、 『・目標や活動指		農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			対応スケ	·ジュール			輸出可能性	担当大臣
	• 地域	カタこ ひずな	SUN	10月	11月	12月	1月	2月	3月以降	· #WICH ~ HIGH	担当人位
			・2023年7月、第1回農林水産物・食品の輸出 促進連携ネットワーク会合(知事・大臣レベ ル)を開催し、輸出促進の取組がより高い効		促進に向けて意思疎通を 制に対応した産地づくり			府県が行う海外プロモ−	-ションのより効果的な		
160	各国•地域共 通	国と都道府県が連携した 輸出促進推進体制の整備					ワーキンググループを「	開催し、今後、国と都道	府県が連携して	-	農林水産大臣
161	各国・地域共 通	水産物の輸出先転換対策		①非日系市場や、新興 ②輸入事業者のみなら ③海外見本市や商談会 ④プロモーションイベ 等に引き続き取り組ん		アプローチ 美者やシェフなどへの直 月など、オンラインとリ <b>5談会の有機的な連動に</b>	接・一体的なアプロー アルの融合となるデジ よる効果的な成果の創	タルを活用した取組 出	D取組を支援する。	-	経済産業大臣 農林水産大臣
162	各国・地域共 通	水産物の国内加工体制の 強化対策	いる水産物の国内加工体制の強化を支援。	や認定手続を支援する。 ・また、影響を受ける。 ①既存の加工場のフル	、 水産物の国内加工体制を 活用に向けた人材活用等 に向けた、加工/流通業 エに貢献し、欧米等海タ	を強化するため、 等 者が行う機器の導入等			含する施設や機器の整備	-	経済産業大臣 農林水産大臣

# (参考1) 今回新たに対応済みとなった項目(6項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済み年月	輸出可能性	担当大臣
1	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	大和食品(株)和泉工場(大阪府) 厚労省は、2024年9月認定済み。	2024年9月	0.05億円程度	農林水産大臣 厚生労働大臣
2	シンガポール	豚肉製品製造施設の認定が必要	味の素冷凍食品(株)四国工場(香川県) 厚労省は、2024年8月認定済み。	2024年8月	-	厚生労働大臣
3	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)カネキチ澤田水産(北海道) 登録認定機関は、2024年7月認定済み。	2024年7月	2027年9月期:2.7億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
4	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルトク阿部水産(北海道) 登録認定機関は、2024年6月認定済み。	2024年6月	2029年2月期:5億	農林水産大臣
5	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ヤマイシ (茨城県) 登録認定機関は、2024年6月認定済み。	2024年6月	2029年2月期:5億	農林水産大臣
	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 鵜舞屋(岐阜県) 厚労省は、2024年8月認定済み。	2024年8月	-	厚生労働大臣

注:前回(2024年6月18日)の実行計画変更時までに、対応済みとなった項目(305項目)

## (参考2) 前回までに対応済みとなったもの(305項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
7	インド	りんごの輸出解禁	2022年3月に輸出解禁済み。	1億円
8	インド	食品のNON-GM証明書	2022年3月に証明書様式に合意、農水省においてNON―GM証明書を発行するべく体制を構築、4月に取扱要綱(案)を公表済み。	1億円
9	インド	食品への必要事項の記載方法 (ステッカー貼付禁止)	ところ、要件に該当する事業者に対して、規制に対応可能な製造ラインの整備等の支援を行うとともに、一部記載 事項をステッカー貼付等により対応することについて在インド大使館等を通じて、インド食品安全基準庁 (FSSAI)	3.5億円 (加工食品の対インド輸 出額:2020年6.7億円、 2019年4.4億円)
10	インド	輸入時に賞味期限までの残存期間が 60% (又は3か月のいずれか短い期間) 以上が必要という輸入規制の緩和	インド商工省が、輸入食品に対し、製造年月日から賞味期限までの期間のうち、インド輸入時に残存期間が60% (又は3か月のいずれか短い期間)以上必要という規制(60%残存ルール)を設けているが、今後問題が発生した場合、在インド大使館等を通じてインド商工省と個別に相談を行う体制となった。	3~5億円
11	インド	清酒の輸入にIS017025認証取得検査機 関が発行する分析証明書が必要	日本には該当機関がなく実質輸入停止となっていたが、2022年6月、通関時に一定の書類を提出することで暫定的に 日本酒の輸入が可能となった。	0.1億円程度
12	インド	醤油の規格見直し	改正規格の早期施行と特別措置の実施承認について要請し、特別措置が認められ、2021年1月、特別措置枠で輸出された商品のインド側での輸入通関手続きも完了した。	0. 2億円程度
13	インドネシア	インドネシア向け鮮魚輸出にかかる衛 生証明書の即日発行の体制整備	2021年1月7日、インドネシア政府は輸出水産物のうち、空輸される鮮魚についても衛生証明書を要求。 輸出当日の朝に鮮魚を買付け、同日午前の航空便で輸出する現在の商流に対応するため、インドネシア政府とPDF形 式の衛生証明書の発行及び確認方法について協議するとともに、衛生証明書の即日発行体制を整備。2021年1月29 日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	1. 2億円程度
14	インドネシア		2021年2月、インドネシア政府から要求のあった観賞魚輸出にかかる地方自治体の衛生証明書発行機関に関する情報 (連絡先等)を提供するとともに、衛生証明書の発行及び確認方法について協議。 2021年3月1日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	2. 6億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
15	インドネシア	米の輸入許可手続きの停滞	2021年1月、輸入事業者に対し商業省からジャポニカ米の輸入許可が下りたことを確認。	0.3億円 (対インドネシア輸出額 2020年0.03億円、2019年 0.25億円)
16	インドネシア	原発事故に伴い、 ・7県(宮城、山形、茨城、栃木、新 潟、山梨、長野)産の牛乳・乳製品、 食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、 生鮮野菜に放射性物質検査報告書また はインドネシアにて全ロット検査を要 求等	2022年7月26日に規制撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制 を維持している国・地域 向けの2010年〜2011年の 農林水産物・食品の輸出 減少額)
17	インドネシア	4品目(かんきつ、柿、いちご、メロン)の輸出可能品目への追加登録	・日本からインドネシアに商業輸出可能な植物由来生鮮食品はインドネシア農業大臣令に規定されている17品目。 ・これに品目を追加登録するためには過去(2016年以前)の輸出実績データ等を添えて品目追加申請を行い、イン ドネシア当局の認可が必要。 ・輸出実績データ等を添えて当該4品目のインドネシア農業大臣令への追加に向けて協議を重ねた結果、日本からの 要請に基づきインドネシア当局によるPRA(病害虫リスク分析)の実施が必要との回答。	0.07億円(4品目の直近 (2016年)の輸出額:い ちご252万円、メロン24万 円、生鮮果実6品目計(ぶ どう、メロン、梨、さく らんぼ、桃、いちご) 1250万円)
18	インドネシア	動物性製品の輸出のための輸入推薦状の取得	乳製品の質問票様式とともに、動物性製品輸出のためのインドネシア政府による輸入推薦状の取得に関わる推薦基準や、事業者のための問い合わせ先を農水省HPに掲載済み。 (2023年6月)	-
19	インドネシア	日本産りんごの生産国認定の延長認定	2024年5月7日付で、2027年5月6日までの延長認定を取得。	-
20	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必 要	2018年10月に現地調査を受け入れ。 2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。 2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。 2019年5月31日、輸出要綱公表。	0. 25億円程度
21	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施 設認定権限がシンガポール側にある	・現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。 ・2019年5月31日、牛肉、豚肉及びこれらの製品の施設認定権限の日本への移譲、衛生証明書様式の変更に合意。	2018年シンガポール向け 輸出実績: (牛肉) 15.8 億円 (豚肉) 1.2億円
22	シンガポール	家きん肉の解禁協議	・厚労省及び農水省は、2019年5月中に輸出要綱を公表。 ・家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定。	0.01億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
23	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの 基準と矛盾	・国内については、100ppm〜150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄する場合が多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。 ・シンガポールより、2019年6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡。 ・厚労省は、7月2日付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAにより周知(輸出要綱も改正(8月中))。	0.01億円程度
24	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株) ミートランド(秋田県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定。	0. 2億円程度
25	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株) 越谷食肉センター(埼玉県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年3月に認定。	0. 2億円程度
26	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	県北食肉センター協業組合(埼玉県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年8月に認定。	0. 2億円程度
27	シンガポール	食肉加工品への外国産原料の使用	シンガポール向け食肉加工品の原料肉は国産に限られており、外国産が使用できない。 ・2019年7月、外国産原料の使用についてシンガポールに要請。 ・2020年1月、シンガポールより外国産原料の使用を認める旨の回答あり。 ・2020年9月、要綱改正。	1.8億円 (2019年の香港向け豚肉 加工品輸出実績)
28	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認 定が必要	三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県、宮城県が認定に係る申請書をシンガポールに提出し2019年3月に承認済み。 2019年6月にシンガポール側から衛生証明書様式に合意するとの連絡があった。	4件, 0. 4億円(三重県の輸 出目標額1千万円/年から 推計)
29	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認 定が必要	三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が認定に係る申請書をシンガポール側に提出。(シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱に沿って対応)	4件, 0. 4億円(三重県の輸 出目標額1千万円/年から 推計)
30	シンガポール	水産物のビブリオ・フルビアリスに関 する規制明確化	・2020年4月、輸出業者から、「シンガポール向けに輸出した冷凍カキからビブリオ・フルビアリス (Vibrio fluvialis:下痢、嘔吐、腹痛等の食中毒症状をもたらす細菌) が検出され、輸入差止めに遭った。」との連絡があったが、当該細菌のシンガポール側基準値が明らかとされていないため、シンガポール側に照会。・シンガポール側からの回答により、検査方法及び基準値が明らかとなったことから、2020年11月に農林水産物・食品輸出本部のHPに情報を掲載し、関係事業者等に周知。	1億円 (冷凍カキの対シンガ ポール輸出額:2019年1億 円、2018年0.5億円)
31	シンガポール	牛肉処理施設の認定が必要	(株)にし阿波ビーフ シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年10月に認定。	0.36億円程度 (事業者への聞き取り)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
32	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株) いわちく (岩手県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2021年3月に認定。	0. 2億円程度
33	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株) ミヤチク都農工場(宮崎県) シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2022年4月に認定。	0.1億円程度
34	シンガポール	原発事故に伴い、 ・福島県産林産物・水産物、福島県の 一部市町村産の全食品に放射性物質検 査報告書を要求等	2021年5月、シンガポール政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円 (※) の内数 (※2020年4月時点で規制 を維持している20か国・ 地域向けの2010年~2011 年の農林水産物・食品の 輸出減少額)
35	シンガポール	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、 ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
36	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株) 北海道畜産公社早来工場(北海道) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年4月に認定。	0. 2億円程度
37	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	日進畜産工業株式会社(埼玉県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年1月に認定。	0.035億円程度 (事業者への聞き取り)
38	シンガポール 台湾	牛肉処理施設の認定が必要	(株)熊本中央食肉センター(熊本県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年8月に認定。	2026年3月期:1.15億円
39	シンガポール		国内体制及び手続きを整備(2022年7月13日要綱改正、8月31日適用)。 8月31日に筋肉以外の養殖ふぐの可食部位を輸出解禁済。	0. 2億円程度(シンガポー ルへの平均的なふぐの輸 出量(筋肉のみ)を基に 推計)
40	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	西日本ベストパッカー(株)(鹿児島県) 厚労省は、2023年10月に認定済み。	0. 5億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
41	シンガポール		日本ハム北海道ファクトリー (株) 旭川工場 (北海道) 厚労省は、2024年4月認定済み。	2024年4月
42		畜産加工品(食肉加工品、乳加工品及 び卵加工品)の輸出には衛生証明書が 必要	・2021年9月までに証明書様式と発行体制について韓国側と合意。 ・農水省及び厚労省は、2021年12月28日に取扱要綱を改正、2022年1月1日より証明書発行開始。 取り下げ:まずは、豚熱清浄化を達成し、協議の必要性を検討。	1.8億円程度
43	韓国	豚肉の輸出解禁	・2010年4月、口蹄疫の発生に伴い、韓国は日本からの豚肉の輸入を停止。(輸出再開に向け要請を継続) ・2018年9月、豚熱発生について韓国政府に報告。	1. 2億円程度
44	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	・経産省は、生鮮品についての1申請時提出書類の統一化・簡素化、2再輸出時の提出資料免除、3出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口に改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。	-
45	タイ	豚肉の解禁協議	・2019年7月23日に輸出検疫条件及び証明書様式についててタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。	0.01億円程度
46	タイ	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	・随時認定済み。	0.01億円程度
47	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包施 設は衛生基準を満たした証明書が必要	民間の食品安全マネジメント協会 (JFSM)とその認証を受けた監査会社、一部の都道府県及び国は、必要な証明書の発行体制を整備済み。	3.3億円(対タイ野菜・果 物全体輸出額(2018年: 12.8億円、2017年:8.9億 円)から推計)
48	タイ	かんきつ類の条件変更 (査察制への移行)	2020年5月17日付けで、条件変更(日本産かんきつ類の査察制への移行が実現。	0.26億円(対タイ輸出 額:2018年0.31億円、 2017年0.17億円)
49	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分	牛肉エキス、部分水素添加油脂等の禁止成分に係る情報提供を実施。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
50	タイ フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続に時間を要していた事案について、現地当局との調整を実施。	タイ: 0.7億円、フィリピン: 0.4億円(加工食品の対タイ輸出額: 2019年71.5億円、2018年67.2億円、対フィリピン輸出額: 2019年41.7億円、2018年35.3億円)
51	タイ	パラコートやクロルピリホスの規制強 化	2019年10月、タイ国家危険物委員会(NHSC)がグリホサート、パラコート及びクロルピリホスの使用禁止の決議を採択。 2020年5月、タイ工業省がパラコート及びクロルピリホスの使用禁止を告示、それに伴いタイ保健省がこれらの物質の食品からの検出を禁止する告示案を発表。日本から1Codex基準より厳しい基準を制定する科学的根拠及び2不検出とする場合の検出限界並びに分析方法を提示するようコメントを提出。タイからは、1国内法で使用禁止となったため、輸入食品からも不検出とする旨の回答があり、2は公表された。国内関係者への最新の情報の周知及び活用できる支援策の紹介等の対応を引き続き実施。	-
52	タイ	タイ向け食品製造施設への衛生基準適 合の証明書の要求	輸出の際に、その食品の製造施設がタイ保健省で定める衛生基準等に適合している証明書(GMP証明書)を要求する 規則を公布。既存の事業者に対しては、2021年10月7日から本規則を適用。農水省はGMP証明書の発行体制を整備し たほか、大使館を通じて使用可能な証明書(JFS—B等)を確認。それらの情報は農水省及びJETROのHPに掲載し、事 業者に情報提供。	178億円程度 (2020年農水産物の輸出額 397億円の半分程度)
53	タイ	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
54	タイ	かんきつ類の条件変更 (薬剤処理の代替措置)	農水省は、タイ側との代替措置に関する協議を重ね、2023年5月に検疫条件を緩和することで合意。	0. 26億円 (対タイ輸出額: 2018年 0. 31億円、2017年0. 17億 円)
55	中国	食品(特に水産物)に対する輸入検疫 強化への対応	コールドチェーン流通食品(日本は主に水産物)に対する新型コロナに関連したPCR検査等の輸入検疫措置を撤廃。 (2023年1月)	313億円 (水産物の2020年対中輸 出額)
56	中国	水産食品の輸出に係る冷凍機能を有す る漁船の登録手続の制定	中国に水産食品を輸出しようとする際の冷凍又は冷蔵機能(電力を利用するものに限る。)を有する漁船の登録に係る中国当局の運用について、中国当局から付与された登録番号の提示を求められる事例もあったことから、中国への水産食品の輸出が円滑に進むように、当該水産食品の漁獲等を行った漁船について中国への登録を希望する場合の漁船の登録手続を「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能(電力を有するものに限る)を有する漁船の登録手続について」(2023年1月 17 日付け4輸国第 4642 号農林水産省輸出・国際局長通知)で制定。(2023年1月)	-
57	中国	水産物輸出の際には最終加工施設の登 録が必要	最終加工施設の登録に関し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	(輸出の前提となる衛生 条件)
58	中国	価を実施するとして、リスク評価が終	日本産イヌマキの輸出再開について、土壌を除去して輸出する方法について、2019年10月下旬に、中国側専門家による現地調査が終了。2019年12月末、中国側から現地調査の結果通知を受領。2020年1月、中国側から土付きでの輸入を暫定的に認める旨の連絡。2020年2月、中国側から土付きイヌマキの輸入許可証が発行され、輸出再開。	50億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
59	中国	食用活水産物の衛生証明書発行の際の 有害物質検査	・中国向け食用活水産物の衛生証明書発行申請において、輸出者に対し、活水産物の有害物質(カドミウム、無機 ヒ素)の輸出前検査を行い、中国側基準値を下回っていることを示す検査結果を添付するよう求めているが、検査 費用が掛かり、また、結果判明に時間を要することから、検査の緩和・撤廃について要望があった。 ・近年の有害物質検出状況を踏まえ、2020年9月28日に要綱を改正。検査基準を廃止し、中国側の衛生要件に対する 違反状況等を踏まえ、必要に応じ検査実施を求めることとした。	2億円程度 (2019年実績:1.7億円、 2018年実績:0.8億円)
60	中国	水産物の輸出には中国政府による施設 登録が必要	厚労省は、中国側から輸出品目等の登録要請を受け、既登録施設を含む全ての施設に対して登録情報の調査を実施し、2020年6月に中国側に施設リストの更新を要請。 2020年9月11日、中国側の施設リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	認定取得後1年目で0.1億 円程度
61	中国	輸入包装済み食品ラベルへの規制強化	輸入包装食品ラベルに対する規制強化案として、2019年11月に「輸入商品の中国語による表示を製造過程において直接貼付または印刷しなければならない」等、輸出障壁となる項目。その後、見直し要求を継続した結果、2020年9月のTBT通報(Addendum)では「製造過程」という文言が消えたので、「中国語のラベルを外国語のラベルを隠すように上から追加で貼付してはならない」という理解で間違いないかとWTO経由で問い合わせたところ、「日本の理解で正しい」との回答を中国政府より得た。よって外国語のラベルを隠さない形であれば追加貼付が認められることが分かった。	-
62	中国	中国向け輸出水洗い羽毛に関する新たな措置	2020年11月、中国海関総署より、今後中国向けに輸出を行う水洗い羽毛については、施設の登録が必要になるとの通知があったが、施設の登録を行わなくても、輸出検疫証明書に加工工程を添付することで輸出が継続できることを確認。	4億円程度 (2020年実績:4億3千万円)
63	中国	輸出水産食品認定施設に係る衛生要件 の点検	・2020年12月、中国政府から、全ての認定施設及び認定手続中の施設(認定施設等)について、衛生要件の点検が 求められた。 ・2021年8月、点検結果とともに認定施設リストを中国側に提出し、更新を要請。同年9月及び10月、中国側から提 出済みのリストの登録内容に係る新たな要求があったことから、リストの修正作業を実施し、12月に中国側へ提出 済。	313億円 水産物の2020年対中輸出 額)
64		畜水産物、茶、加工食品、アルコール 飲料の輸出について、2019年10月から 公的証明書の提出を義務付ける意向を 表明	・中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。さらに、中国は2019年10月1日からの実施を延期。 ・2022年10月現在、中国が要求していた公的証明書を添付せずに輸出可能。	1110億円(畜産物、水産 物、水産加工品、加工食 品の対中輸出額:2020年 1082億円、2019年1055億 円)
65	I CD   T		中国輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、すべての認定済み輸出水産食品取扱施設の情報を中国側へ提出 済み。 (2023年6月)	-
66	中国	「輸入食品海外生産企業登録管理規 定」の改定	中国輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、中国に輸出する食品の製造等を行う企業の登録を求められている。中国政府の企業リストに登録された施設について、登録に必要な追加資料を中国側に提出済み。(2023年6月)	-
67	中国等	食品添加物などの食品関連規制	中国等で使用可能な食品添加物を精査し、データベースとしてまとめ農水省HPに掲載済み。(2023年6月)	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
68	中国	日本漁船による水産物の直接輸出	2023年12月にカナダ側から中国向けに輸出する日本産水産物に対する衛生検査の実施および証明書の発行は対応不可との回答があり、直接輸出を希望していた事業者よりカナダ側の回答を受け入れる旨の連絡があったため、実行計画から取り下げ。	3.5億円程度 (業界団体推計)
69	台湾	牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化 される予定 (施設追加の手順が定められておら ず、希望施設はあるものの、追加がで きない。)	・2018年12月に台湾による現地調査を実施。 ・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に 周知。	台湾向け輸出施設数の維持・拡大(台湾向けの輸出実績(2018年):40.7 億円)
70	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等(保健所を含む)が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 〈事業者の要望〉毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を発出。	36億円程度
71	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。 (日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出 施設は、日本が個別に査察して認 定。)	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議済み。 ・2019年5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。 ・2019年7月に施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡があった。 ・厚労省は、2019年8月に要綱を作成し発出。	41億円 (対台湾輸出額:2018年 40.7億円、2017年13.7億 円)
72	台湾	既存の牛肉輸出施設について、要綱へ の対応が必要	・厚労省は、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。 ・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を 依頼。 ・事業者は、要綱への適合状況を確認するために必要な資料を2019年10月末までに厚労省に提出。 ・厚労省は、2020年8月に要綱への適合性確認を完了。	台湾向け認定施設1施設が 輸出不可となった場合の 輸出減少額 (H30の輸出施 設1施設当たりの輸出額) 1.4億円◇
73	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	とちぎ食肉センター(栃木県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年6月に認定。	0.1億円程度
74	台湾	青果物の輸入検査時の残留農薬基準不 合格事案に対する台湾衛生福利部食品 薬物管理署からの改善措置要求	・台湾向け生鮮いちご(2022年2月~3月)及びもも(7月)について、輸入検査時に残留農薬基準不合格事案が多発。 ・台湾衛生福利部食品薬物管理署から生鮮いちごは2022年3月、ももは8月に改善措置要求があった。 ・農水省では、輸出事業者及び国内産地等に対し輸出先国の残留農薬基準の遵守及び台湾の残留農薬基準について周知・徹底を図るとともに、台湾衛生福利部食品薬物管理署に対して、生鮮いちごは同年4月、ももは同年9月に対応状況を回答。 ・さらに、同年11月には生鮮いちごの本格的輸出シーズンを前に、輸出事業者や国内産地等に対し、再度、輸出先国の残留農薬基準の遵守について周知・徹底を通知。	-
75	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ミートセンターかごしま/㈱カミチク(鹿児島県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年10月に認定。	2025年4月期:4. 3億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
76	台湾	豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出 解禁	2021年10月以降、輸出条件について協議を実施し、2023年1月輸出解禁。	加熱食肉製品:1.8億円 (2019年の香港向け豚肉 加工品輸出実績)
77	台湾	青果物の輸入検査時の残留農薬基準不 合格事案に対する台湾衛生福利部食品 薬物管理署からの改善措置要求	・台湾向け生鮮いちご(2022年12月、2023年2月~3月)及びおうとう(2022年6月~11月)について、輸入検査時に 残留農薬基準不合格事案が発生。 ・台湾当局から生鮮いちごは2022年12月及び2023年3月、おうとうは2023年1月に改善措置要求があった。 ・農水省では、輸出事業者及び国内産地等に対し輸出先国の残留農薬基準の遵守及び台湾の残留農薬基準について 周知・徹底を図るとともに、台湾衛生福利部食品薬物管理署に対して、生鮮いちごは2023年1月及び4月、おうとう は同年2月に対応状況を回答。	-
78	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	・スターゼンミートプロセッサー(株) (青森県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年3月認定済み。	2027年3月期:30億円
79	台湾	牛肉処理施設の認定が必要		2023年度 0.2億円 2024年度 0.44億円
80	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	大和食品(株)本社工場(大阪府) 厚生労働省は、台湾は2023年11月認定済み。	2025年12月期:2.51億円 (各国向け全品目の輸出 予定額)
81	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	JA全農ミートフーズ株式会社 大和ミートデリカ工場 (神奈川県) 厚労省は、2024年2月に認定。	0. 18億円
82	ベトナム		東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、2019年5月中に窓口設置。窓口を設置 後、5月から証明書発行業務を開始。	-
83	ベトナム	りんごの条件変更	2019年12月15日付けで条件変更が実現。	1.1億円 (対ベトナム輸出額: 2018年2.1億円、2017年 1.4億円)
84	ベトナム (各国共通)	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。 申請は地方厚生局において平日受付で、約2~3週間で発行。 2020年4月1日より、厚労省から農水省に発行業務が移管。	150億円程度 (2018年輸出額:103億 円、2017年輸出額:69億 円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
85	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化 の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本 から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続きの早期化に向けた支援が求められる。	0.9億円 (加工食品の対ベトナム 輸出額:2018年103.8億 円、2017年69億円)
86	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	2021年10月に輸出解禁済み。	0.09億円
87	ベトナム	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
88	ベトナム	活水産物の輸出解禁	ベトナム側との協議が終了し、2024年4月1日より活水産物の輸出が解禁。輸出活水産動物の取扱要綱についても制 定済。	12億円、水産物全体のベ トナム向け輸出額 2020年:200億円、2019 年:171億円、2018年: 184億円
89	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否 確認	・2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを実施。 ・動物検疫所での対応について再徹底が図るため、2019年5月30日に通知を発出。 ・動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検査を受けることなく輸出が可能であることを確認。	-
90	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	・9月27日 要綱改正済み (厚労省)	4億円 (2018年の対香港輸出 額:41.3億円の1割)
91	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	本期でして印度的宗寺(体性所を占む)が光刊。事業者から、予続さか規権との声がある。 <事業者の要望> 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地 の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を発	40億円程度
92	香港	卵製品加工施設の認定が必要	農事組合法人香川ランチ (宮崎県) 都道府県は、2021年7月に認定を行い、厚労省に報告済み。	2025年12月期: 0.81億円
93	香港	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
94	マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出不可	2020年3月、厚労省及び農水省はマカオ側と証明書様式等について合意、6月解禁済み。	0. 7億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
95	豪州	いちごの輸出解禁	2020年8月28日付けで輸出解禁が実現。	0.06億円
96	豪州	豪州向け加熱済さけ科製品の検疫協議	豪州が規定する加熱済サケ科製品については、疫病発生状況の調査は不要であり、衛生証明書様式に両国が合意することにより輸出が可能であることを豪州側に確認。2020年12月、衛生証明書様式について豪州側と合意済。 2021年9月に取扱要綱を改正、公表。	-
97	豪州	頭部・内臓を含む魚を原料とする高度 加工商品の輸入条件の変更	豪州の水産加工品の輸入規制においては、輸入可能形態の1つである「Consumer—ready」に該当する商品については、その旨を生産者宣誓書に記載することが輸入条件となっている。しかし、2020年5月に本輸入条件に追加の改定がなされ、魚を原料とする高度加工商品(めんつゆ等)については、原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓が求められることになり、通関できなくなる事案が発生。このため、在豪州大使館から豪州連邦農業・水・環境省に解決の働きかけを行ったところ、豪州は2022年3月に輸入条件を変更。魚を原料として使用した製品のうち、高度に加工され、商業的に包装され、直ちに店頭に並べることが可能な製品及び魚を原料とする調味料、ソース、麺類の調味料、香辛料、スープ原料又はこれらに類するもの(魚油を除く)については、従前同様に(原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓なしに)、通関できることを確認。	10億円 (2021年の輸出実績から の推測値)
98	豪州	牛肉処理施設の認定が必要	とちぎ食肉センター(栃木県) 厚労省は、2024年6月認定済み。	-
99	ニュージーランド	新たに求められた水産物の衛生証明書 の発行体制の整備	ニュージーランドへ輸出される水産食品に対して、衛生証明書の添付が必要となったため、2023年2月17日付けで「ニュージーランド向け輸出水産食品の取扱要綱」を改正し、3月以降衛生証明書を発給。(2023年2月)	-
100	ニュージーランド	かんきつ類の輸出条件の変更	輸出可能品目が温州みかんに加え、ポンカン、不知火、清見、はっさく、いよかん等の複数品種に拡大。また、病 害虫調査に係る検疫条件が一部緩和された。	-
101	米国	原発事故に伴い、 ・日本での出荷制限品目について、県 単位で輸入停止	2021年9月22日、米国政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円 (※) の内数 (※ 2020年4月時点で規制を維 持している20か国・地域 向けの2010年~2011年の 農林水産物・食品の輸出 滅少額)
102	米国	牛肉処理施設の認定が必要	(株) 北海道畜産公社道東事業所十勝工場(北海道) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	-
103	米国	牛肉処理施設の認定が必要	和牛マスター食肉センター(兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
104	米国	牛肉処理施設の認定が必要	(株) ミヤチク都農工場 (宮崎県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	-
105	米国	牛肉処理施設の認定が必要	京都市中央卸売市場第二市場(京都府) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月に認定。	-
106	米国	牛肉処理施設の認定が必要	(株) 栃木県畜産公社(栃木県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月に認定。	-
107	米国	牛肉処理施設の認定が必要	佐賀県食肉センター(佐賀県) 厚生労働省は、2023年12月に認定済み。	0. 3億円
108	米国	水産加工食品施設の認定が必要	広瀬水産(株)(北海道) 登録認定機関は2020年10月に認定。	2025年2月期: 2.99億円
109	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)大豊(青森県) 登録認定機関は2020年11月に認定。	2025年10月期 : 1.41億円 (認定取得予定品目)
110	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)三崎恵水産(神奈川県) 登録認定機関は2020年9月に認定。	2023年度:1.48億円(認 定取得予定品目)
111	米国	水産加工食品施設の認定が必要	サンコー食品(株)(岩手県) 登録認定機関は2021年2月に認定。	2025年9月期:1.38億円
112	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)津久勝(茨城県) 登録認定機関は2020年12月に品目追加。	2025年3月期 : 2.05億円 (認定取得予定品目)
113	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)丸石沼田商店(青森県) 登録認定機関は2021年7月に認定。	2025年6月期: 0.09億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
114	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(有)なかみち水産(千葉県) 登録認定機関は2021年10月に認定。	2023年3月期 : 0.43億円 (認定取得予定品目分)
115	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)西松(神奈川県) 登録認定機関は2021年8月に認定。	2025年8月期 : 0.33億円 (全輸出予定額)
116	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株)ワイエスフーズ(北海道) 登録認定機関は2002年3月に認定。	2025年7月期:17.89億円
117	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸本本間水産(株)(北海道) 登録認定機関は2022年5月に認定。	2026年3月期 : 0.46億円 (全輸出予定品目)
118	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ヨンキュウ(神奈川県) 登録認定機関は2022年7月に認定。	2025年3月期:2.47億円
119	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トライツナプロダクト吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	_
120	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)若松屋(三重県) 登録認定機関は2021年10月に認定。	2024年7月期 : 0.2億円 (全輸出予定額)
121	米国	水産食品加工施設の認定が必要	大阪府鰮巾着網漁業協同組合(大阪府) 登録認定機関は2020年12月に認定。	2022年3月期 : 0.09億円 (認定取得予定品目)
122	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)愛媛海産(愛媛県) 登録認定機関は2021年3月に認定。	2025年8月期: 0.2億円 (全輸出予定額)
123	米国	水産食品加工施設の認定が必要	秀長水産(株)(愛媛県) 登録認定機関は2021年11月に品目追加。	2024年3月:0.55億円 (全輸出額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
124	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)愛南サン・フィッシュ(愛媛県) 登録認定機関は2022年2月に認定。	2025年3月期: 0.25億円
125	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)高知道水(高知県) 登録認定機関は2020年12月に認定。	2024年6月期:5.53億円 (全輸出予定額)
126	米国	水库甘品川上碗瓷() 淡无水水里	柳川冷凍食品(株)(福岡県) 登録認定機関は2022年1月に認定。	2026年12月:1億円 (全輸出予定額)
127	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 高橋商店(福岡県) ・事業者は2021年10月に認定申請書を提出。 ・厚労省(地方厚生局)は同年11月に現地調査を実施(同年12月に指摘事項を発出)。 ・事業者は2022年7月に指摘事項に対する改善報告書を提出予定。	2025年2月期 : 0.35億円 (全品目の輸出予定額)
128	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) スイケンフーズ (佐賀県) 厚労省は2021年3月に認定。	1.2億円目標(2023年度)
129	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)長崎ファーム(長崎県) 登録認定機関は2022年5月に認定。	2025年9月期:1.15億円
130	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)山吉國澤百馬商店(鹿児島県) 登録認定機関は2020年9月に認定。	2025年3月期 : 0.18億円 (認定取得予定品目)
131	米国	水库食品加工碗瓷(1)烫完为6.00里	的場水産(株)(鹿児島県) 厚労省は2020年10月に認定。	認定取得後1年目で0.1億 円程度
132	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)八起屋(鹿児島県) 登録認定機関は2021年2月に認定。	2020年12月期~2021年2月 期: 0.04億円
133	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)MRC(鹿児島県) 登録認定機関は2021年8月に認定。	2025年8月期:0. 7億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
134	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルモ(鹿児島県) 登録認定機関は2021年9月に認定。	2026年3月期: 0.92億円
135	米国	水産食品加工施設の認定が必要	三福水産(株) (鹿児島県) 登録認定機関は2022年4月に認定。	2026年12月期: 0.38億円
136	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トウスイ(茨城県) 米国向けについて、登録認定機関は2020年9月に認定。 EU向けについて、農水省は2021年11月に認定。	2024年10月期: 13億円(認定取得予定品 目)
137	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	・KTM(株)(鹿児島県) 登録認定機関は、2021年3月 EU認定済み、2022年12月 米国認定済み。	2025年3月期:1.44億円
138	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有) 三陸とれたて市場 (岩手県) ・厚労省 (地方厚生局) は2022年6月に事前の現地調査を実施。 ・事業者は、現地調査の指摘事項を踏まえ、申請に必要な資料全般を準備していたが、2022年10月に対米輸出認定 要望を取り下げ。削除。	-
139	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸栄水産(株)(北海道) 登録認定機関は2016年9月に認定。(2022年8月に品目追加)	2025年2月期:14.09億円
140	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)秋田水産(北海道) 登録認定機関は2022年8月に認定。	2024年2月期:0.6億円
141	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)小林商店(北海道) 登録認定機関は2000年4月に認定。(2022年7月に品目追加)	2027年3月期:1.2億円
142	米国	水産食品加工施設の認定が必要	イヨスイ(株)(千葉県) 登録認定機関は2022年10月に認定。	2023年8月期:14.82億円
143	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トミイチフーズ(富山県) 登録認定機関は2022年11月に認定。	2026年6月期:0.91億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
144	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)Fu(山口県) 登録認定機関は2022年10月に認定。	2024年10月期:0. 43億円
145	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)予州興業(愛媛県) 登録認定機関は2022年10月に認定。	2025年12月期:1.2億円
146	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)水永水産(宮崎県) 登録認定機関は2022年12月に認定。	2026年5月期:3. 45億円
147	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)下園薩男商店(鹿児島県) 登録認定機関は2022年11月に認定	2025年1月期:0.07億円 (認定取得予定品目(一部))
148	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)南予ビージョイ(愛媛県) (米国)登録認定機関は2021年4月に認定。(EU)農水省は2022年8月に認定。	2026年3月期:3.82億円
149	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株) ヤマナカ (宮城県) 登録認定機関は2022年8月に認定品目を追加。	2023年3月期 : 0.67億円
150	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・カネキン川村水産(北海道) 登録認定機関は、2022年12月に認定済み。	2024年12月期 : 1.89億円
151	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・ヤマイチ水産(北海道) 登録認定機関は、2022年12月認定済み。	2026年3月期:2.88億円
152	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・丸甲堺周水産(株)(東京都) 事業者がHACCPハード事業を取りやめたため、実行計画から削除。	2025年7月期:13.0億円
153	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・(株)山崎水産(広島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年4月に認定済み。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
154	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・愛南漁業協同組合(愛媛県) 登録認定機関は、2023年4月認定済み。	2026年3月期: 0.77億円
155	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	・森松水産冷凍(株)(愛媛県) 登録認定機関は、2023年3月認定済み。	2027年2月期:8.37億円
156	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・(株)カネモ鰹節店(鹿児島県) 登録認定機関は、2022年12月認定済み。	2026年6月期:0.3億円
157	米国	水産食品加工施設の認定が必要	・立石水産(株) (鹿児島県) 登録認定機関は、2023年2月認定済み。	2027年3月期: 0.19億円
158		水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	・(株)中外フーズ(福島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年2月追加品目認定済み。	2027年2月期:2.09億円
159	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)丸正(北海道) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2026年10月期:4億円
160		水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株) オカムラ食品工業(青森県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2024年6月期:6. 45億円
161	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルイチ水産LTD(青森県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2026年6月期:0.1億円
162	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ヤマイシ(青森県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2028年1月期:0.5億円
163	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ハイブリッドラボ (宮城県) 認定機関は、2023年12月に認定済み。	2026年12月期:1. 26億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
164	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)いまる井川商店(静岡県) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2027年5月期:1. 2億円
165	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	山福水産(株)(静岡県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年12月期:0. 7億円
166	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株)木村海産(香川県) 認定機関は、2023年10月に認定済み。	2027年12月期:0. 7億円
167	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)宇和島プロジェクト(愛媛県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2027年9月期:2.56億円
168	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	愛媛県漁業協同組合 認定機関は、2023年10月に認定品目を追加。	2026年3月期:1.67億円
169	米国	水産食品加工施設の認定が必要	辻水産(株)(愛媛県) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2027年6月期:5. 4億円
170	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 土佐マリンベース (高知県) 2023年11月認定機関は認定済み	2027年3月期:0.5億円
171	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)吉田水産(福岡県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年7月期:0. 2億円
172	米国	水産食品加工施設の認定が必要	壱岐東部漁業協同組合(長崎県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年3月期:0. 4億円
173	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ポニト食品(鹿児島県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2027年3月期:0.68億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
174	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)まるい (千葉県) 登録認定機関は、2024年4月認定済み。	2027年9月期:2.7億円
175	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)丸徳水産(和歌山県) 登録認定機関は、2024年3月に認定済み。	2028年9月期:1億円
176	米国	水産食品加工施設の認定が必要	マルヤ水産(株)(兵庫県) 登録認定機関は、2024年3月に認定済み。	2025年6月期:1億円
177	EU	水産食品加工施設の認定が必要	山松水産(株)(静岡県) 認定機関は、2023年12月に認定済み。	2025年6月期:1億円
178	米国	うんしゅうみかんの条件変更	2020年2月1日、米国との協議の結果、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルくん蒸措置の廃止。	0.03億円(対米輸出額: 2018年0.02億円、2017年 0.05億円)
179	米国	なしの条件変更	2020年4月16日付けで条件変更(輸出地域の拡大及び品種制限の撤廃)が実現。	0.01億円(対米輸出額: 2018年0.12億円、2017年 0.13億円)
180	米国	メロンの輸出解禁	2021年11月に輸出解禁済み。	0.03億円
181	米国	蒸留酒の容量規制の緩和	米国内で流通可能な蒸留酒は、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外 (例:四合瓶、一升瓶)のままでは輸出できない。 2020年12月29日、米国政府は連邦規則を改正し、蒸留酒について、日本が求めていた容量は全て流通可能となった。	2. 5億円程度
182	米国		ニューヨーク州においては、飲食店が蒸留酒(焼酎を含む)を販売するためには全酒類免許が必要だが、24度以下のソジュ(韓国焼酎)については、ワイン免許で販売できる特例(州法)が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望があったが、2022年6月30日付の法改正により、24度以下の焼酎についてもワイン免許で販売できることとなった。	2.57億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
183	米国	酒類のラベル承認手続	米国内で流通する酒類は、連邦規則に基づき、銘柄、分類名称(清酒、焼酎等)、アルコール度数、内容量、原産国等をラベルで表示する義務があり、ラベルは連邦政府の承認が必要となっている。日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文において、米国政府は酒類のラベルの承認手続を簡素化するよう実施中の努力を継続することとなっていた。 米国側のこれまでの取組の結果、ラベル承認手続に改善がみられた(例 審査に係る平均日数 2016年:91日⇒2020年:31日)。	3.6億円程度 (対米輸出額:2020年 138.4億円、2019年156.6 億円)
184	米国	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	<ul><li>・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。</li><li>・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。</li></ul>	-
185	米国	カリフォルニア州の飲食店における焼 酎の販売免許の適用	カリフォルニア州において、24度以下の焼酎が全酒類免許ではなく、特例のワイン免許で販売可能となった。 (2023年10月)	2.57億円程度 (焼酎の対米輸出額: 2022年4.24億円、2021年 4.49億円)
186	カナダ	小麦粉含有食品にかかる規制	カナダ政府(保健省及び食品検査庁)は、カナダ国内で流通する精白小麦及びそれを含む食品について、原材料に使用する小麦粉が強化小麦粉であることを義務付け。その後、強化小麦粉を使用しない日本のカレールウ及びシチューミックスを、引き続き輸入許可する旨、カナダ政府から連絡。	0. 2億円程度
187	カナダ	金魚の輸出解禁	2017年8月、カナダ食品検査庁から日本産金魚輸入にかかる協議開始の要請を受け、衛生証明書様式について協議を開始。 2020年10月14日、衛生証明書様式を合意。	0.01億円
188	カナダ	ももの輸出解禁	産地からの要望がなくなったため、実行計画から削除。(2023年4月)	-
189	ブラジル	相手先国の通関の迅速化	通関で時間がかかっていた事案について、現地当局との調整を実施。	0.4億円 (加工食品:2018年輸出 額7.8億円、2017年輸出 額:7.8億円)
190	ブラジル	牛肉処理施設の認定のための施設資料 の提出(申請前)が必要	飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会(岐阜県) 厚労省は、申請書の審査を行い、ブラジル政府に施設資料を提出済み。	2025年3月期:6.78億円 (各国向け輸出額の合 計)
191	ブラジル	通関手続きの適正化 (オンライン通関システム導入による 混乱への対応)	システム導入で当初混乱はみられたが、現在では、混乱は解消されていることを確認。(2023年9月)	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
192	ペルー	サバ等、水産物の輸出には衛生証明書 が必要	・2020年10月までに証明書様式と発行体制についてペルー側と合意。 ・農水省は、2021年1月20日に取扱要綱を制定、2021年2月1日より証明書発行開始。	1.8億円 (水産物の対ペルー輸出 額:2019年0.6億円、2018 年2億円)
193	メキシコ	精米の輸出解禁	2023年3月17日輸出解禁。	0. 6億円
194	コロンビア	食品の塩分規制	2024年11月から施行される食品のナトリウム含有量の基準値の設定により、現在販売している醤油が販売できなくなる可能性があったが、働きかけにより条件が緩和(ナトリウム含有量:100g当たり3850mg)され、継続して販売可能となった。(2023年12月)	-
195	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター(第3工場) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年10月にEUに通知及び認定。	0.04億円程度 (事業者への聞き取り)
196	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)栃木県畜産公社(栃木県) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月にEUに通知、2020年8月に認定。	-
197	EU	牛肉処理施設の認定が必要	京都市中央卸売市場第二市場(京都府) 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月にEUに通知、2020年4月に認定。	-
198	EU	牛肉処理施設の認定が必要	和牛マスター食肉センター(兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月にEUに通知、2019年7月に認定。	-
199	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ミヤチク都農工場(宮崎県) 5者協議を経て、厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年8月に認定。	-
200	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ナンチク(鹿児島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年7月に認定。	-
201	EU	牛肉処理施設の認定が必要	(株) いわちく (岩手県) 厚労省は、2024年4月に認定済み。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
202	EU	液卵製造施設の認定が必要	(株)籠谷(兵庫県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2021年3月に認定及びEUに通知。	0.01億円程度
203	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリン グ検査が必要	山羊・羊の生乳を対象とした残留物質モニタリング検査の分析法の妥当性評価を完了(2019年12月)。妥当性が確認された分析法を用いて、残留物質モニタリングを2020年7月から12月にかけて実施。	0.02億円 (輸出の前提となる衛生 条件)
204	EU	水産食品加工施設の認定が必要	紋別漁業協同組合(北海道) 農水省は2020年12月に認定。	2026年3月:3.3億円 (認定取得予定品目)
205	EU	水産食品加工施設の認定が必要	マルカイチ水産(株)(北海道) 都道府県は2021年4月に変更承認。	2025年2月期:7. 26億円
206	EU	水産食品加工施設の認定が必要	北見食品工業(株)(北海道) 厚労省は2022年3月に認定。	認定取得後初年度:0.5億 円
207	EU	水産食品加工施設の認定が必要	極洋水産(株)(静岡県) 農水省は2020年11月に認定。	2031年3月期 : 1.07億円 (認定取得予定品目)
208	EU	水産食品加工施設の認定が必要	大坪水産(株)(静岡県) 農水省は2021年3月に認定。	2025年3月期 : 0.78億円 (認定取得予定品目)
209	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トライツナプロダクト吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	-
210	EU	水産食品加工施設の認定が必要	丸啓鰹節(株)(静岡県) 農水省は2021年5月に認定。	-
211	EU	水産食品加工施設の認定が必要	山福水産(株)(静岡県) 農水省は2021年5月に認定。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
212	EU	水産食品加工施設の認定が必要	ファームチョイス (株) (熊本県) 厚労省は2021年5月に認定。	認定取得後5年で1.25億円 程度
213	EU	水産食品加工施設の認定が必要	加工施設の認定が必要 (株) 枕崎冷凍食品 (鹿児島県) 農水省は2021年7月に認定。	
214	EU	水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要	(株)山神(青森県) 2021年12月申請。7月に認定変更。(品目追加)	2025年3月期:3.85億円
215	EU 水産食品加工施設の認定品目の追加が 必要 (株)カネジョウ大崎(千葉県) (2021年11月申請。2022年5月26—27日農水省による現地調査を実施。6月24日の認定審査委員会を経て、指摘事項 等を改善し、認定。)		2025年12月期:0.63億円	
216	EU	水産食品加工施設の認定(品目や魚種 の変更)に係る運用改善の周知	・認定を受けた品目・魚種と異なる場合に輸出先国の需要に応じて迅速に対応できるように変更申請ではなく報告のみで可とする運用改善を実施し、事業者等へ情報提供(2022年11月)。	-
217	EU	水産食品加工施設の認定が必要 マルトモ (株) (愛媛県) 厚労省は、2024年3月に認定済み。		-
218	8 EU 水産食品保管施設の認定が必要		トライ産業(株)吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	-
219	EU	水産食品保管施設の認定が必要	(株) 明豊(宮城県) (2022年3月施設整備完了。2022年12月に認定。)	2027年10月期: 14. 2億円
220	EU	産地魚市場の認定支援	塩竈市魚市場(宮城県) 農水省は2021年2月に認定。	-
221	EU	産地魚市場の認定支援	松浦魚市場(長崎県) 農水省は2022年3月に認定。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
222	EU ホタテの輸出には生産海域のモニタリングが必要		・EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で7海域、青森県で2海域が指定。 ・北海道(根室海峡(野付)海域)及び青森県(陸奥湾西部海域)を海域指定し、2019年12月26日に、EU当局へ通報。2020年2月26日に、EUの生産海域リストに掲載され、手続き完了。 ・北海道(根室海峡(野付)海域)は2020年12月28日、青森県(陸奥湾西部海域は、2020年12月21日に海域モニタリング実施体制の整備を完了。	(対EU輸出金額 (2018
223	カキの輸出には生産海域の指定及び指 定した海域のモニタリングが必要 (海域指定とは別に施設の対EU・HACCF 認定が必要)		・農水省は、2020年に海域指定に必要なデータ収集・整理のための委託事業を実施。 ・2021年3月に広島県の海域指定に必要なデータ収集・整理を完了。 ・同年10月1日に、広島県は、広島県三津湾海域を指定、同7日に農水省からEUに通報(EU生産海域リストに掲載済み)。 ・同年12月27日に、広島県は海域モニタリング実施体制の整備を完了。 (加工施設はEU・HACCP認定の取得が必要。)	7億円程度 (事業者への聞き取りから推計)
224	卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議 (済) 鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる (済) 卵、牛の生乳は残留物質モニタリング 検査が必要(済)		・訪欧し、今後の段取りを協議。 ・2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。 ・2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。 ・2019年10月18日、輸出要綱公表。 ・国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められているが、EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているため、EU向けの鶏卵については、2019年10月に公表した輸出要綱に飲用適の水のみを用いる旨明記。 ・EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、2019年7月から12月にかけて当該枠組に従ってEUから求められた項目の検査を実施。	(卵・卵製品) 0.02億円程度 (乳・乳製品) 0.1億円程度(再掲) なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、01Eから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要(最短で2021年4月以降)。
225	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	・訪欧し、今後の段取りを協議。 ・2018年7月に動物衛生の評価が終了。 ・2019年11月11日に第三国リスト掲載。	0.01億円程度
226	BEU 豚肉の輸出解禁		・豚熱が日本で発生したことにより、今後の輸出解禁(家畜衛生の第三国リスト掲載)のスケジュールは未定。 ・2018年9月、豚熱発生について報告。 ・対応済み(取り下げ、まずは、豚熱清浄化を達成し、協議の必要性を検討。)	0.25億円程度
227	シソがEU域内での流通に認可が必要な 新規食品(Novel Food)に該当する場合、認可手続きが必要		シソはEUにおいて食品サプリメントとされており、販売停止等の措置を受けず輸出・流通が行われているため、認可手続きは不要。(なお、食品として取り扱う場合には新規食品規制の対象となるため、認可手続きが必要。)	-
228	BEU 黒松盆栽の輸出解禁		2020年8月25日付けで輸出解禁が実現。	0. 15億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
229	EU	2021年4月21日から施行された新たな混 合食品規制への対応	2021年4月からの規制において、加工食品に含まれる動物性加工済原料はEU向け認定施設由来であること、EUの衛生 要件に適合していること等を証明する公的証明書又は自己宣誓書が必要となり、動物性加工済原料を含む調味料や 菓子等多くの品目のEU向け輸出が新たな規制の対象になったが、要綱を作成し、証明書を発行できる体制を整備 (2021年4月)。	-
230	EU 食品添加物などの食品関連規制		EUの食品添加物規制について事業者が使用しやすいようにデータベース化して取りまとめ、HP上で情報提供。	-
231			要綱の作成、事業者への周知など・ニュージーランド(肉製品、乳製品、水産食品)、カナダ(乳製品)の衛生証明書発行に関する二国間協議については対応済であり、証明書の発行が可能。	-
232	EU(フランス)	輸出先国・地域における政府の支援体 制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、JETRO海外事務所における農林 水産物・食品貿易担当官やローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を 整備済み。	-
233	EU、ノルウェー 飼料用魚油の輸出			4億円程度(2020年チリ向 飼料用魚油実績:4億円程 度)
234	事業者への輸出先国規制の情報支援の 4 EU 実施 容器・包装(食品接触材料)の 規制		農水省は、EUのプラスチック規則、適合宣言書の作成等に関する情報提供を2023年5月に実施。	-
235	原発事故に伴い、 5 EU ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等		原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。(2023年8月)	-
236	6 EU 円滑な施設認定に向けた情報共有スキームの構築		円滑なHACCP等施設認定に向けた情報共有体制を構築。	-
237	原発事故に伴い、 7 アイスランド・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等(EU準拠)		原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。(2023年8月)	-
238	スイス	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。(2023年8月)	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
239	ノルウェー	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。 (2023年8月)	-
240	リヒテンシュタイン	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。 (2023年8月)	-
241	仏領ポリネシア	日本から直行便で輸入される一部の食 品等に対する輸出証明書を要求等	2024年5月17日付で、仏領ポリネシアによる日本産食品等に対する輸出証明書の要求がなくなった。	2024年5月
242	原発事故に伴い、 英国・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等		2022年6月29日に規制撤廃。	486億円 (※) の内数 (※ 2020年4月時点で規制を維 持している20か国・地域 向けの2010年~2011年の 農林水産物・食品の輸出 減少額)
243	英国	日EU・EPAで緩和された蒸留酒の容量規制(単式蒸留焼酎について四合瓶及び一升瓶の輸出が可能)について、英 蒸留酒の容量規制 基留酒の容量規制 (単式蒸留焼酎について四合瓶及び一升瓶の輸出が可能)について、英 のEU離脱の移行期間終了後(2020年末)においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望 あったところ、日EU・EPAと同様の内容に加え五合瓶についても輸出が可能となる内容で日英包括的経済連携協定 (EPA)を締結し、2021年1月1日の発効に至った。		0.03億円程度
244	英国	コ ロEU・EPAで緩和された日本ワインの輸入規制(醸造方法及び自己証明)につ (2020年末)においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持につい と同様の内容で日英包括的経済連携協定 (EPA) を締結し、2021年1月1日の発		0.01億円程度
245	UAE 原発事故に伴い、福島県の水産物、野生鳥獣肉を対象に検査報告書を要求等		2020年12月、UAEは、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数(※ 2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域 向けの2010年~2011年の 農林水産物・食品の輸出 減少額)
246	原発事故に伴い、福島県の全ての食品、一部の県の一部の食品について、イスラエル (4.7) と2021年1月、イスラエルは、日本産食品の輸入規制を撤廃。 (5.2) 「検査等		2021年1月、イスラエルは、日本産食品の輸入規制を撤廃。	同上
247	カタール 新たに水産食品に衛生証明書が必要 カタール側から、衛生証明書様式について了承。2023年4月からの衛生証明書の発行に向けて、2023年3月に要綱 策定。		1億円程度 (2020年貿易概況の水産 物輸出額より)	
248	サウジアラビア       牛肉の輸出解禁協議       ・2019年10月現地調査受入。         ・2019年11月証明書様式提示。       ・2020年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除。         ・2020年3月輸出条件及び輸出検疫証明書様式に合意。		・2019年11月証明書様式提示。 ・2020年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除。	0. 9億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
249	サウジアラビア	水産食品輸出には施設登録・衛生証明 書が必要	2017年にサウジアラビア食品医薬庁 (SFDA)からSPS通報があり、その内容についてサウジアラビア側に詳細を照会していたが、2019年10月に改めて確認したところ、輸出水産食品の加工施設登録とともに衛生証明書の添付が必要であることが判明。以降、二国間で協議を行い、2020年12月までに日本側の衛生証明書様式と証明書発行体制について合意済。 2021年6月取扱要綱を策定、公表。	8. 2億円(水産物の対サウ ジアラビア輸出額: 2020 年6. 8億円、2019年8. 4億 円、2018年9. 3億円)
250	レバノン	原発事故に伴い、 ・全ての都道府県の全ての食品等を対 象に検査報告書を要求	2020年12月、レバノン政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円 (※) の内数 (※2020年4月時点で規制 を維持している20か国・ 地域向けの2010年〜2011 年の農林水産物・食品の 輸出減少額)
251	エジプト	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の水産物を対象に検 査証明書を要求等	2020年11月、エジプト政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制 を維持している20か国・ 地域向けの2010年~2011 年の農林水産物・食品の 輸出減少額)
252	モロッコ	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の全ての食品を対象 に検査証明書を要求等	2020年9月、モロッコ政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制 を維持している20か国・ 地域向けの2010年~2011 年の農林水産物・食品の 輸出減少額)
253		食肉の包材(ダンボール)への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なっており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。	・厚労省は、2019年4月に自治体を通じて要望調査を行い、2019年6月、希望する事業者と打ち合わせを実施。打ち合わせの結果を踏まえ、カナダ及び香港と協議し、9月中に要綱を改正済み。	45億円程度 (牛肉の2018年対カナダ 輸出額:2.6億円、対香港 輸出額:41.3億円 2017年対カナダ輸出額: 2.1億円、対香港輸出額: 48.3億円から推計)
254	米国、EU、香港等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国 の基準に基づいた衛生的なと畜・解体 が必要	・要綱(輸出先国の法令)に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。 ・厚労省は、要綱の具体的な運用について個別に対応済み。	認定施設1施設が輸出不可 となった場合の輸出減少 額 (H30の輸出施設1施設 当たりの輸出額) 対米国:3.3億円 対EU:3.9億円 対香港:4.1億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
255		輸出相手国の要件に対応するための技 術支援	・米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。 輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。 ・2021年3月、民間団体が、品質を確保したと畜方法についての検討結果を踏まえた輸出用食肉処理技術等マニュア ルを作成し、関係事業者に共有すると共に、関係者に対し、輸出用食肉処理技術等の向上に向けた研修会を開催。	55億円 (牛肉の2018年輸出額: 対米国33億円、対EU16億 円、2017年輸出額: 対米 国30億円、対EU13億円)
256	牛肉輸出可能国・地   牛肉のスライスされた状態での輸出   ブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出で   256   対応する必要がある。		・21か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月	-
257	豚肉輸出可能国・地   豚肉のスライスされた状態での輸出   ブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国   (取扱要綱に基づき認定処理施設でス   対応する必要がある。		・4か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月	-
258	台湾、韓国、中国、 シンガポール、マ レーシア、ベトナ ム、インド メキシコ、NZ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	・厚労省、農水省、都道府県等(保健所を含む)、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1~2日で発行される。 ・厚労省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体、地方厚生局に発行業務の迅速化等を 依頼済み。	1,302億円 (代表的な国々への水産 物輸出額:2018年1,153億 円、2017年1,021億円)
259	シンガポール、EU 鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検 査員による検査が必要。 ・シ		・シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。 ・シンガポール向けについては2019年7月2日、EU向けについては2019年12月11日、厚労省は輸出向け家きん肉を処 理する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥 検査を行うことを都道府県等に周知した。	シンガポール、0.01億円 程度 EU、0.01億円程度
260			厚労省及び農水省は、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう支援を実施。	(H30の輸出施設1施設当 たりの輸出額の例) 対米 国:3.3億円、対EU:3.9億 円、対香港:4.1億円、対 シンガポール:1.2億円、 対台湾:1.4億円
261	ホール	牛肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライ スパックセンター等でスライスされた 商品)	既存の認定処理施設とは別の施設でスライスされた牛肉が輸出可能となるよう取扱要綱を改正。(2023年6月)	29億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
262	香港、シンガポール	豚肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライ スパックセンター等でスライスされた 商品)	既存の認定処理施設とは別の施設でスライスされた豚肉が輸出可能となるよう取扱要綱を改正。(2023年6月)	1億円程度
263	国と県の見解の相違 行うことを		・シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生。 ・2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を発出。	-
264			・EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。 ・指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。	-
265	輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の 明確化		シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。 例 果物、野菜(なし、りんご以外の検疫条件未設定)〈フィリピン〉	-
266	香港、台湾、米国、 EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (牛肉)	2022年3月までに18産地のリストを公表。	1,600億円 (2025年目標額)
267	シンガポール、タイ	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (豚肉)	2022年3月までに5産地のリストを公表。	29億円 (2025年目標額)
268	香港、ベトナム、シ ンガポール、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (鶏肉)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	45億円 (2025年目標額)
269	シンガポール、米国	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (鶏卵)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	63億円 (2025年目標額)
270	香港、台湾、ベトナ ム、シンガポール、 タイ、マレーシア	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (チーズ、LL牛乳等、育児用粉乳)	2022年3月までに2産地のリストを公表。	328億円 (2025年目標額)
271	台湾、香港、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (りんご)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	177億円 (2025年目標額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
272	香港、台湾、タイ、 シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ぶどう)	2022年3月までに5産地のリストを公表。	125億円 (2025年目標額)
273	香港、台湾、シンガ 輸出産地による輸出事業計画の策定等 ポールほか (もも)		2022年3月までに6産地のリストを公表。	61億円 (2025年目標額)
274	香港、台湾、シンガポール、マレーシ 輸出産地による輸出事業計画の策定等 2022年3月まで ス (EU)ほか		2022年3月までに14産地のリストを公表。	39億円 (2025年目標額)
275	香港、シンガポール、タイ、台湾、米国ほか 輸出産地による輸出事業計画の策定等 2022:		2022年3月までに12産地のリストを公表。	86億円 (2025年目標額)
276	香港、シンガポー ル、タイ、台湾、マ レーシア、カナダほ か	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (かんしょ・かんしょ加工品・その他 の野菜)	2022年3月までに39産地のリストを公表。	28億円 (2025年目標額)
277	米国、中国、香港、 EU、ベトナム、シン ガポール等の東南ア ジア、ロシア、豪州 等	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (切り花)	2022年3月までに9産地のリストを公表。	18.8億円 (2025年目標額)
278	米国、 EU、中国 ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (茶)	2022年3月までに13産地のリストを公表。	312億円 (2025年目標額)
279	香港、米国、中国、 シンガポールほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (コメ・パックご飯・米粉及び米粉製 品)	2022年3月までに37産地のリストを公表。	125億円 (2025年目標額)
280	中国・米国・韓国・ 台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (製材)	2022年3月までに4産地のリストを公表。	271億円 (2025年目標額)
281	中国・韓国・台湾ほか	マーケットインの発想に基づく担い手 による輸出促進(合板)	2022年3月までに8担い手のリストを公表。	80億円 (2025年目標額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
282	米国、中国、香港ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ぶり)	2022年3月までに10産地のリストを公表。	542億円 (2025年目標額)
283	韓国、米国、台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (たい)	2022年3月までに3産地のリストを公表。	193億円 (2025年目標額)
284	中国、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ホタテ貝)	2022年3月までに2産地のリストを公表。	656億円 (2025年目標額)
285	香港、中国、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (真珠)	2022年3月までに1産地のリストを公表。	379億円 (2025年目標額)
286	中国、香港、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (清涼飲料水)	2022年3月までに11担い手のリストを公表。	786億円 (2025年目標額)
287	香港、中国、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (菓子)	2022年3月までに46担い手のリストを公表。	465億円 (2025年目標額)
288	米国、中国、EUほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ソース混合調味料)	2022年3月までに14担い手のリストを公表。	850億円 (2025年目標額)
289	米国、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (味噌・醤油)	2022年3月までに味噌20産地40担い手、醤油24産地50担い手のリストを公表。	231億円 (2025年目標額)
290	米国、中国、香港、 EU・英国、台湾、シ ンガポール	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (清酒(日本酒))	2022年3月までに619担い手のリストを公表。	600億円 (2025年目標額)
291	EU・英国、米国、中 国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ウイスキー)	2022年3月までに33担い手のリストを公表。	680億円 (2025年目標額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
292	中国、米国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (本格焼酎・泡盛)	2022年3月までに206担い手のリストを公表。	40億円 (2025年目標額)
293	米国、EU	** 大国、EU 施設整備を行う事業者の円滑な認定に向けた支援スキームの構築 支援体制の構築。 (チラシや、事業実施計画の作成手引きが、農水省ホームページに掲載するとともに、「HACCP相談員」情報をト化し地方農政局等と都道府県に共有。) (2023年3月)		-
294	台湾、韓国、中国、 シンガポール、マ レーシア、ベトナム インド、メキシコ、 NZ、EU等		・食品衛生に関する証明は地方厚生局等、放射性物質検査証明や産地証明は農水省に申請する必要があるなど、輸出証明書の申請先が複数部署にまたがるため分かりにくく、窓口の一元化が求められていた。 ・農水省は、関係省庁(財務省及び厚労省)とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。 ・事業者の利便性向上を図るため、2021年4月に羽田空港に受取窓口を設置し、一部の輸出証明書の受取を可能とするとともに、2022年7月には成田空港内でベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書等を受け取ることができる体制を整備。	14,439億円 (輸出証明書発行対象国 への農林水産物・食品の 輸出額:2021年11,446億 円、2020年9,074億円)
295	EPA対象国(ASEAN、 中国、韓国、イン ド、モンゴル、豪 州、NZ、チリ、スイ ス)	青果物のEPA原産地証明の取得に係る運 用の簡素化の周知	EPAを利用して青果物等を輸出する際の原産地証明書の発給手続きを簡素化し、事業者に周知。	-
296	各国・地域共通	地理的表示 (GI) 保護制度の運用見 直し	GI産品として120件が登録される一方、登録産品の多様性に乏しく輸出に繋がる産品も限定的であることから、輸出を志向する加工食品を含め、多様な産品のGI登録が進むよう、GI制度の運用見直しを実施。	-
297	7 各国・地域共通 品目団体の育成		改正輸出促進法に基づき、2022年度内に輸出重点品目28品目のうち10品目以上の品目団体の認定を目標としており、2022年中に15品目7団体について認定。	-
298	各国・地域共通	和牛遺伝資源の知的財産としての価値 の保護・適正な流通管理	・牛の家畜人工授精用精液等を取り扱う家畜人工授精所4,270か所に対し、自己点検の実施を求めるとともに、2021年度末までに615か所の立入検査を実施。これらの結果概要を2022年6月に公表し、法令遵守の再徹底を図るため、通知を発出するとともにパンフレットを作成・配布。 ・また、その後、自己点検等が未実施だった一部家畜人工授精所への立入検査等を実施し、4,270か所のうち休廃止を確認した121か所を除く全ての家畜人工授精所での点検等を2022年9月末までに終了。	-
299	各国・地域共通	農産物の輸出解禁情報に係る周知の ルール化	「輸出先国・地域の輸入事業者に対する農産物の輸出解禁情報の周知方法と役割分担(2023年2月20日付け)」を作成し、省内関係課室、在外公館へ周知。(2023年2月)	-
300	各国・地域共通	JETROによる品目団体等の支援	JETRO及び、JF00D0と品目団体が連携する枠組みを構築。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
301	各国・地域共通	輸出に関する一元的な相談窓口のeMAFF 営業支援ツールへの移行	2023年2月にeMAFF営業支援ツールに輸出相談データベースを移行完了。	-
302	各国・地域共通	日本の食や食文化の発信	海外向け情報配信サイト「Taste of Japan」(TOJサイト)において、海外の消費者へ日本食材の魅力や、日本の食品の調理方法等を発信。TOJサイトは、2023年度に農水省からJFOODOへ移管。	-
303	03 各国・地域共通 輸出産地による輸出事業計画の策定支 輸出促進法に基づく輸出事業計画の策定を希望する輸出産地リストの実施主 画を認定済み。			-
304	各国・地域共通	品目団体の育成	27品目15の認定農林水産物・食品輸出促進団体を認定。	-
305	305 各国・地域共通 都道府県・輸出支援プラットフォーム 国と都道府県による輸出促進に向けた連携体制として、都道府県 施。		国と都道府県による輸出促進に向けた連携体制として、都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムを実施。	-
306	各国・地域共通 輸出を後押しする農林水産・食品事業 者の海外展開の支援 海外展開の類型ごとに、知的財産・ノウハウの流出につながる落とし穴や、将来の輸出市場の獲得に貢献する などを分析し、我が国の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインをイ 2022年3月7日に公表済。		-	
307	各国・地域共通	不正競争防止法の営業秘密に関するガ イドラインの作成	農業分野の技術・ノウハウについては、秘密管理されているかどうかの客観的判断が難しい等の理由により、営業 秘密を保護する枠組みが十分に活用されているとは言いがたいことから、2021度中に不正競争防止法の営業秘密に 関するガイドラインを作成。	-
308			・経産省及び農水省は、地理的表示 (GI)保護制度を特定原産地証明書の発給申請手続に活用することで手続を簡素化し、EPAの特恵利用を促進。 ・GI登録されている産品のうち登録内容から協定原産品であることが明らかな産品については、生産証明書に代えてGI表示のある仕入書等をもって原産地証明書の発給申請が可能となるよう手続きを簡素化。 ・農水省は、GI登録内容から協定原産品であることが明らかな産品の一覧をIPで公表。 ・経産省は、2021月3月に本措置に係る通知を日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口に本措置を通知し、これに基づく運用を実施中。	-
309	各国・地域共通	改正種苗法に基づく輸出先国の制限を 行う品種の目標設定	農水省は、改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021年9月末までに公的機関が開発した既登録品種の9割以上の当該制限を完了。既登録品種の海外持ち出しを制限する旨の届出があった4,232品種を公表(2021年11月11日現在)。	-
310	各国・地域共通	日本伝統の製法を規格化した「みそ JAS」の制定	農水省は、我が国伝統の製法を規格化した「みそJAS」を2022年3月に制定。	-
311	各国・地域共通	流通行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASを制定(コメ)	米の流通行程管理基準を追加する、フードチェーン情報公表農産物JASの改正について、2024年3月公示された。	-

# 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画変更概要

令和6年10月25日 農林水産物·食品輸出本部

## 実行計画(令和6年10月改訂)で対応済みの主な項目(6項目)

前回改訂時(令和6年6月)からの取組

## I 輸出先国・地域との協議への対応

(参考) 対応が進展した主な項目

・台湾が、東京電力福島第一原子力発電所の 事故発生後に導入された輸入規制を緩和。 被災地復興を後押しする前向きな動き、更なる輸出拡大に期待。

	規制措置	置の内容/国・地域数※		国・地域名
事故後 輸入規制 を措置	規制措置を指	徹廃した国・地域	49	カナダ、マレーシア、ベトナム、豪州、タイ <b>、</b> フィリピン、UAE、シンガポール、 米国、英国、インドネシア、EU等
	輸入規制 を継続 して措置	一部又は全ての 都道府県を対象に 検査証明書等を要求	2	ロシア、台湾
55	6	一部の都県等を対象に 輸入停止	4	中国、香港、マカオ、韓国

※ 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

## Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

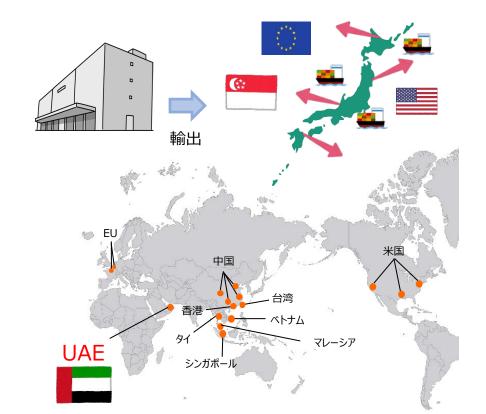
・米国、EU、シンガポール向けの輸出施設の認定

水産食品加工施設(米国向け3施設、EU向け1施設) 食肉製品製造施設/豚肉製品製造施設(シンガポール向け2施設) 輸出可能な水産食品加工施設が増えることにより輸出拡大に期待。

## Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

(参考)対応が進展した主な項目

・新たに、輸出支援プラットフォームの拠点をUAEに設置。 新興市場として期待される中東へのアプローチを強化



## 実行計画(令和6年10月改訂)で今後対応すべき項目(10項目)

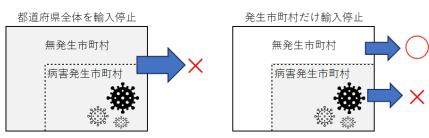
#### I 輸出先国・地域との協議への対応

ンザ発生の際の輸出停止の影響を最小限に。

・香港向け高病原性鳥インフルエンザに関する地域主義 の適用単位(都道府県→市町村)の縮小 地域主義の適用範囲を縮小することで、高病原性鳥インフルエ

#### 都道府県全体を輸入停止

#### 発生した市町村だけを輸入停止



- ・インドネシア向け残留農薬等検査機関の登録更新及び新規登録
- 残留農薬等の検査を行うことができる検査機関の登録有効期限が2025年6月30日で失効するため、2016年インドネシア農業大臣令第55号に基づき、2024年12月末までに検査機関の登録更新申請及び新規登録申請を行う必要。
- 事業者が継続して輸出できるように取り組む。
- ・タイ向け青果物残留農薬検査のルール改正(過去の違反に対応したサンプリング及び検査の頻度の設定の運用改正等)
- ・タイ向け食品用プラスチック容器包装の品質及び規格の改正(ポリカーボネートにおけるフェノールの溶出基準の追加等) タイ向け食品輸出に影響が出ないように、タイ政府に規則の詳細について質問状を送付し情報収集するとともに、事業者に情報提供を 実施する。

## Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

・米国、EU、シンガポール、台湾、カナダ向けの輸出施設の認定

水産食品加工施設(米国向け2施設) 食肉製品製造施設(シンガポール、台湾、EU向け1施設)

牛肉処理施設(EU向け1施設、台湾、シンガポール向け1施設、カナダ向け1施設)

輸出可能な施設の増加による、輸出拡大に期待。